資料１

有機農業の取組拡大に向けて

令和7年9月
農林水産省農産局

もくじ

1. 有機農業に関する施策・最近の動向

2. 令和2年基本方針等の目標の進捗状況

3. 生産から消費までの各段階における現状と課題
   - 品目別の動向（コメ、麦・大豆、野菜、茶、樹園地・牧草地）
   - 研究・技術開発
   - 産地づくり
   - 人材育成
   - 集荷・流通
   - 加工食品
   - 輸出
   - 販売・消費

有機農業に係る制度等の変遷

○平成18年に有機農業推進法、その翌年度に基本方針を策定。有機農業の取組等への支援策として、平成23年から環境保全型農業直接支援対策を開始。
○令和3年5月にみどりの食料システム戦略を策定し、有機農業の取組面積拡大に向けたKPIを設定。
○令和6年に改正された食料・農業・農村基本法に基づく「食料・農業・農村基本計画」が令和7年4月に閣議決定。有機農業の新たなKPIや推進の方向等を明記。

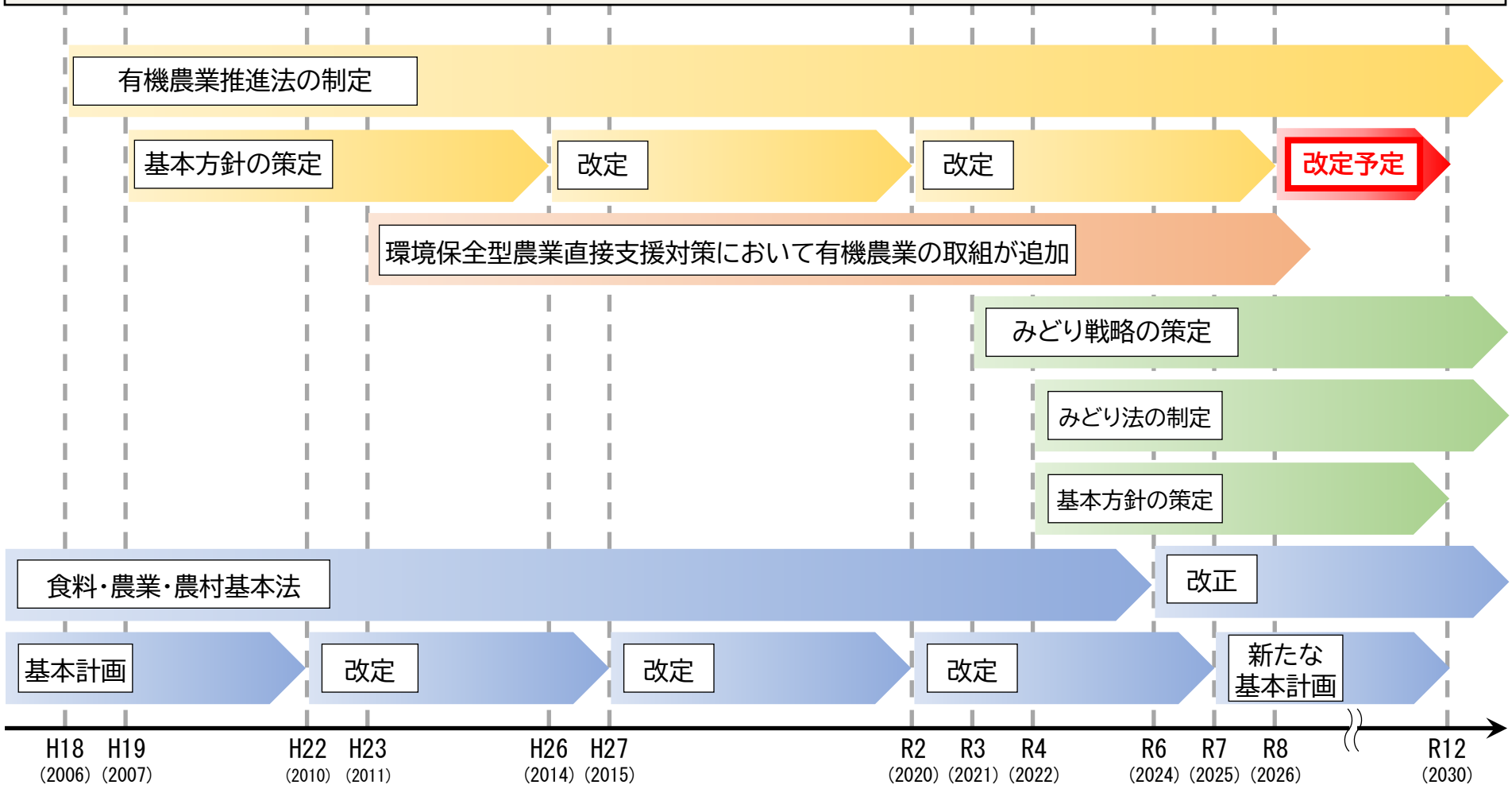

有機農業の推進に関する基本的な方針（令和2年4月改正）

○有機農業の推進に関する法律（有機農業推進法）第6条に基づき、有機農業の推進に関する基本的な方針を策定。
○現在の方針（令和2年4月30日公表）では、有機農業に係る人材育成、産地づくり、販売機会の多様化、消費者の理解の増進、技術開発・調査等を通じ、有機農業の取組拡大を推進。

基本的な事項

- 有機農業の取組拡大は、以下のような特徴から農業施策の推進に貢献。
  - 農業の**自然循環機能を大きく増進**し、農業生産に由来する**環境への負荷を低減**、さらに**生物多様性保全や地球温暖化防止等**に高い効果を示すなど農業施策全体及び農村における**SDGsの達成に貢献。**
  - 国内外での需要の拡大に対し国産による安定供給を図ることが、**需要に応じた生産供給や輸出拡大推進に貢献。**

- 有機農業の拡大に向け、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、以下の取組を推進。
  - **有機農業の生産拡大**：有機農業者の**人材育成**、**産地づくり**を推進。
  - 有機食品の**国産シェア拡大**：**販売機会の多様化**、**消費者の理解の増進**を推進。

推進及び普及の目標

- 10年後（2030年）の国内外の有機食品の需要拡大を以下のように**見通し**。

＜国内の有機食品の需要＞
1,300億円（2009）→ 1,850億円（2017） → **3,280億円（2030）**

＜有機食品の輸出額＞
17.5億円（2017） → **210億円（2030）**

- この需要に対応し、**生産および消費の目標**として、以下を設定。

【有機農業の取組面積】
2.35万ha （2017） → **6.3万ha**（2030）

【有機農業者数】
1.18万人 （2009） → **3.6万人**（2030）

【有機食品の国産シェア】
60% （2017） → **84%** （2030）

【週1回以上有機食品を利用する消費者の割合】
17.5% （2017） → **25%** （2030）

推進に関する施策

- 有機農業をSDGsへ貢献するものとして推進し、その特徴を消費者に訴求していくため、人材育成、産地づくり、販売機会の多様化、消費者の理解の増進に関しては、**国際水準以上の有機農業の取組を推進**。
- 調査や技術開発等は、国際水準に限らず幅広く推進。

※**青太字**は今次基本方針にて追加された施策

- **人材育成**：就農相談、共同利用施設整備、技術実証、**土壌診断DB構築**、**指導員の育成・現地指導**等
- **産地づくり**：拠点の育成、**有機農業に適した農地の確保・団地化**、**地方公共団体のネットワーク構築**等
- **販売機会の多様化**：多様な業界との連携、**物流の合理化**、**加工需要の拡大**、**有機認証取得時の負担軽減**等
- **消費者の理解の増進**：表示制度等の普及啓発、食育等との連携、**小売事業者等と連携した国産需要喚起**等
- **技術開発・調査**：**雑草対策**、**育種**等、地域に適した技術体系の確立、各種調査の実施と**わかりやすい情報発信**等

中間評価及び見直し

- 10年後（**2030年**）**を目標年度**としつつ、達成状況を随時確認し、**5年後を目途に中間評価を行い見直しを検討**。

食料・農業・農村基本計画の概要（有機農業）

○令和6年に改正された食料・農業・農村基本法に基づく「食料・農業・農村基本計画」が令和7年4月11日に閣議決定。有機農業については、3つのKPIが設定されるとともに、環境負荷低減に向けた取組として、有機農業の推進が定められた。

KPIの設定

	目標（2030年（年度））	KPI（2030年（年度））	
環境と調和のとれた食料システムの確立	生物多様性の保全	有機農業の取組面積	3.0万ha（2022年度）→6.3万ha
		有機農業の産地づくりに取り組む市町村数	137市町村（2024年度）→250市町村
		有機農業の技術指導体制が構築されている都道府県の割合	38%（2023年度）→80%

本文抜粋

Ⅳ 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮
1 農業生産活動における環境負荷の低減
(2)環境負荷低減に向けた個別分野の取組
② 生物多様性の保全等に関する取組の推進
イ 有機農業の推進

輸入依存度の高い化学肥料を使用しない有機農業は、生物多様性の保全や地球温暖化防止等に寄与するだけでなく、国際情勢に左右されにくい農業生産体制の確立に資するものである。有機農業の取組面積は、地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む市町村である「オーガニックビレッジ」の創出の推進等により、2022年度には約3万haまで拡大した。

一方、有機農業へ移行した当初の農地では単収が低く不安定であることや、技術の体系化や指導体制の構築が不十分であるため、有機農業への転換を希望する農業者が取り組みやすい環境を整備することが必要であるほか、熟成が不十分な堆肥の施用や雑草による害虫の発生等に伴う生産や品質への影響も踏まえた対応が必要である。また、流通面では、ロットが小さく流通コストが嵩むことが課題であり、販売面でも、国内の有機食品市場の更なる拡大に加え、海外市場獲得に向けた取組を強化し、需要を拡大する必要がある。

このため、団地化を進め産地育成を図る観点から、地域計画と連携し、オーガニックビレッジの横展開や、みどりの食料システム法に基づく有機農業のモデル区域の設定等、有機農業の産地づくりに取り組む市町村の拡大を図る。また、産地で指導的な役割を果たす有機農業者の育成を図るとともに、農業者への直接的な支援として、環境保全型農業直接支払制度において、2025年度から、単収が低く不安定な移行期の重点支援を図る。技術の普及については、都道府県域での広域的な技術の普及に向けて、現場の実践技術の体系化や指導体制の構築を推進するとともに、除草作業の省力化・効率化に資する機械除草体系の確立等、次世代の有機農業技術の研究開発を推進する。

また、有機農産物のブランド価値及び品質の向上を図るとともに、EUなど環境負荷低減に関心の高い海外市場をターゲットとし、有機農産物の輸出に向けた取組を推進する。加えて、学校給食や公的施設等の食堂での有機農産物の活用等、産地と消費地が連携した取組の拡大を図るほか、国産原料を使用した有機加工品の開発や効率的な流通体制の構築等、産地と事業者が連携した取組を後押しする。

みどりの食料システム戦略の概要

○食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を令和3年5月に策定。

みどりの食料システム戦略は生産力向上と持続性の両立を目指す

食料・農林水産業の
生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現
2021年（令和3年）に「みどりの食料システム戦略」を策定

2050年までに
- 農林水産業のCO_2ゼロエミッション化
- 化学農薬の使用量（リスク換算）の50%低減
- 化学肥料使用量の30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の割合を25%に拡大

ほか、林野・水産含め計14のKPIを設定

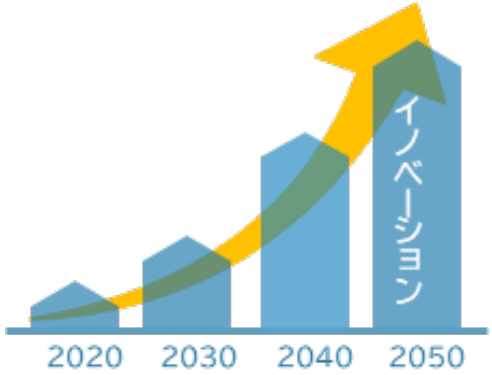

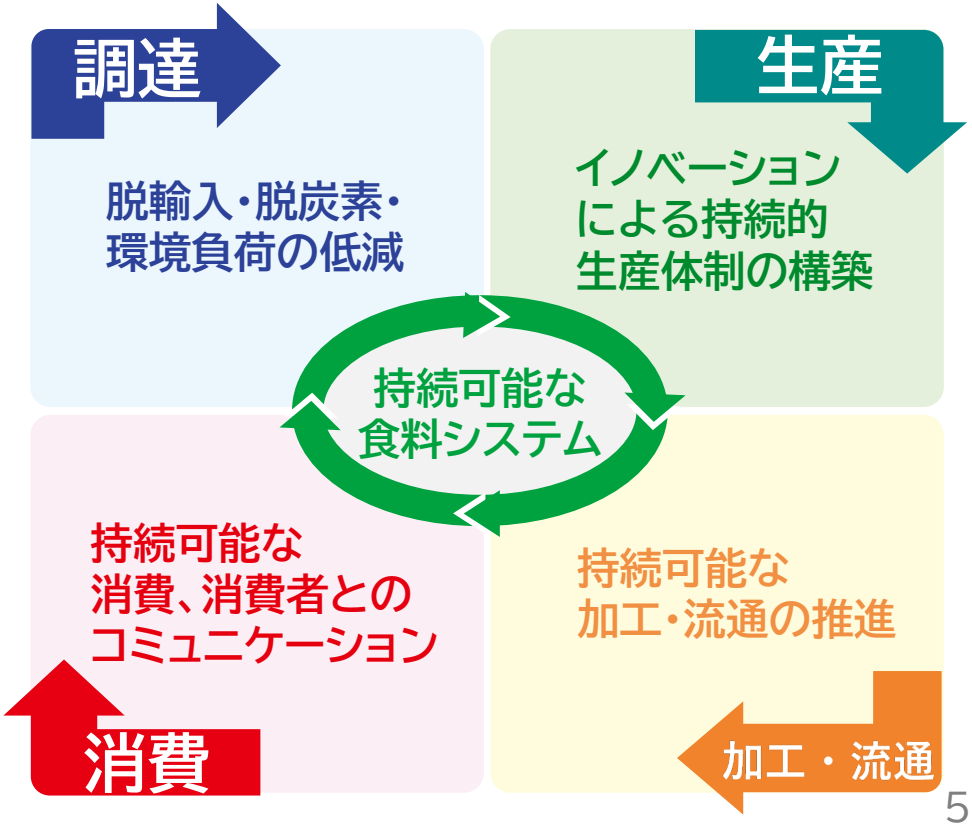

もくじ

1. 有機農業に関する施策・最近の動向

2. 令和2年基本方針等の目標の進捗状況

3. 生産から消費までの各段階における現状と課題
   - 品目別の動向（コメ、麦・大豆、野菜、茶、樹園地・牧草地）
   - 研究・技術開発
   - 産地づくり
   - 人材育成
   - 集荷・流通
   - 加工食品
   - 輸出
   - 販売・消費

目標と実績

〇有機農業推進法の基本方針に掲げた目標の達成に向けて、生産・流通面での更なる対策を講じる必要。
〇食料・農業・農村基本計画のKPIの達成に向けては、上記の対策と併せて有機農業の産地づくりの推進や都道府県における指導体制の構築を進める必要。

分類	目標	基準値（基準年）	目標値（目標年／見通し）	実績値（直近年の実績）	備考
有機農業推進法基本方針における目標	有機農業の取組面積	2.35万ha（2017年）	6.3万ha（2030年）	3.45万ha（2023年）	毎年8月頃更新
	有機農業者数	1.18万人（2009年）	3.6万人（2030年）	ー	2025年12月頃更新
	有機食品の国産シェア	60%（2017年）	84%（2030年）	ー	2025年9月頃更新
	有機食品を週1回以上利用する者の割合	17.5%（2017年）	25%（2030年）	32.6%（2022年度調査）	2026年3月頃更新
有機農業推進法基本方針における見通し	国内の有機食品の需要	1,850億円（2017年）	3,280億円（2030年）	2,240億円（2022年）	2026年3月頃更新
	有機食品の輸出額	17.5億円（2017年）	210億円（2030年）	51.2億円（2022年）	2025年9月頃更新
みどりの食料システム戦略KPI	有機農業の取組面積	同上	同上	同上	同上 ※2050年目標：25%（100万ha）
食料・農業・農村基本計画KPI	有機農業の取組面積	同上	同上	同上	同上
	有機農業の産地づくりに取り組む市町村数	137市町村（2024年度）	250市町村（2030年度）	137市町村（2024年度）	毎年8月頃更新
	有機農業の技術指導体制が構築されている都道府県の割合	38%（2023年度）	80%（2030年度）	38%（2023年度）	毎年10月頃更新

（参考）有機農業の取組面積の現状

■ 日本の有機農業の取組面積の推移

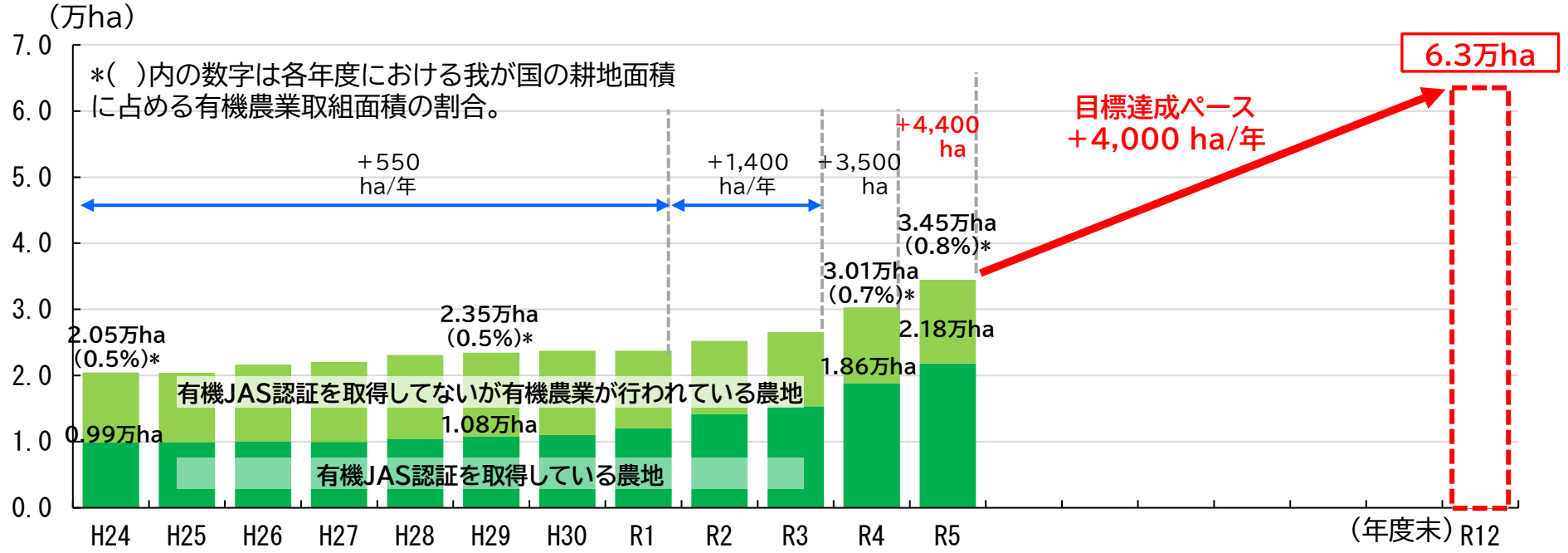

※ 有機JAS認証を取得しているほ場面積は「国内における有機JASほ場の面積」から引用。有機JASを取得していない農地面積は、農業環境対策課による推計
（注：H25、26年は、「平成22年度有機農業基礎データ作成事業」（MOA自然農法文化事業団）の調査結果からの推計又は都道府県からの聞き取りにより推計、H27年度以降は、都道府県からの聞き取りにより推計し、農業環境対策課にて取りまとめ。）

■有機JASの地目別面積の推移（H29年度→R5年度）

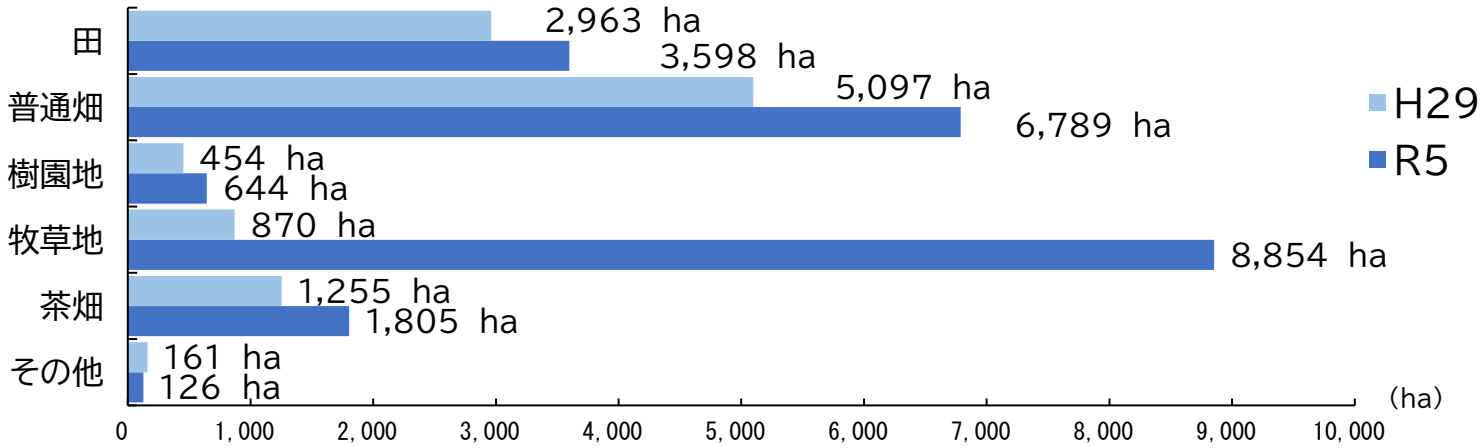

（参考）有機農業の取組面積の把握方法

○有機JAS認証を取得していないが有機農業が行われている農地面積は、1.2万ha前後で大きな変化は見られない。
○都道府県からの聞き取りのため、自治体のマンパワーや環直の取組状況等の違いによっては、正確に把握できていない可能性。
○2020年農林業センサスの有機農業取組面積は、農環課集計値と乖離が見られるため、2025年農林業センサスの調査票において有機農業に該当しない取組を明記するといった見直しを実施。

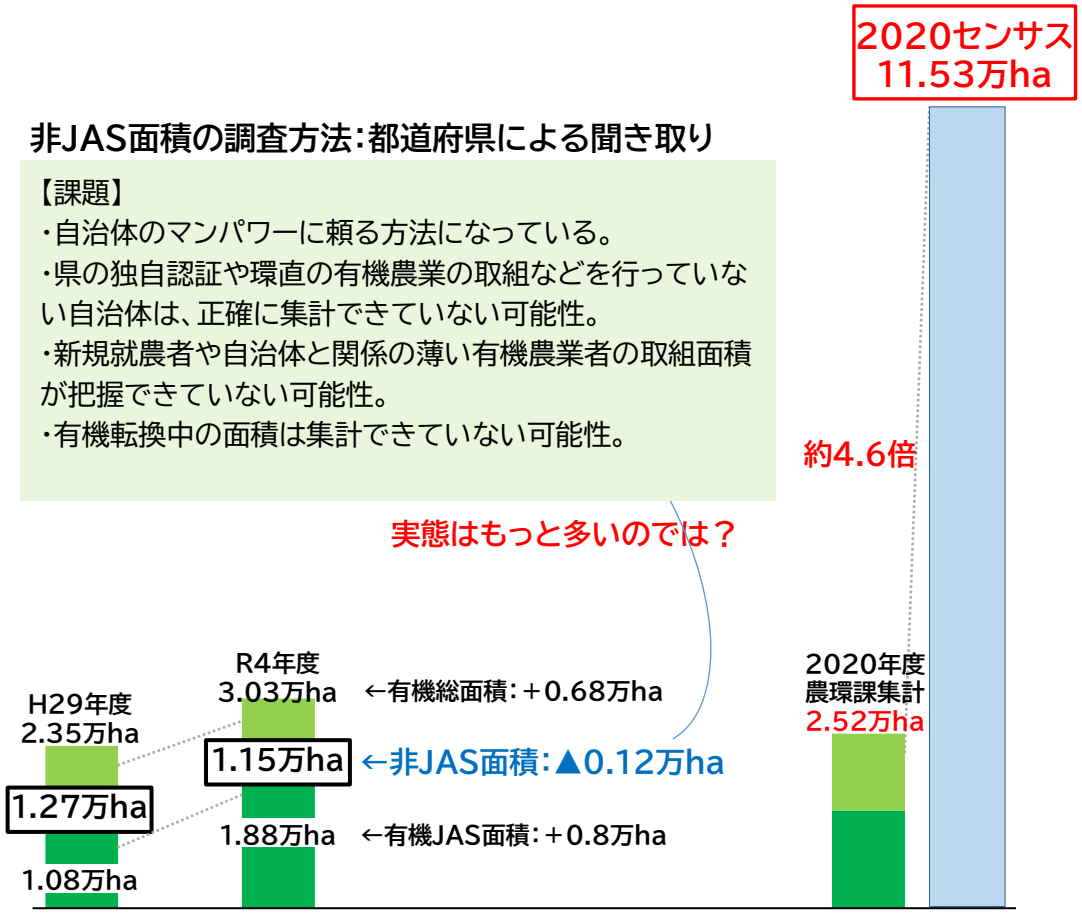

2020センサスの調査項目
①有機農業に取り組んでいるか
→②品目別の取組面積（水稲、大豆、野菜、果樹、その他）

※有機農業とは、化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しない農業のことで、減化学肥料・減農薬栽培は含みません。なお、自然農法に取り組んでいる場合や有機JAS認証を受けていない方でも、化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しないで農業に取り組んでいる場合、有機農業に該当します。なお、販売を目的とせず自給用のみに作付けた（栽培した）場合は、含めません。

見直し

2025センサス【令和7年11月頃速報値公表予定】

調査項目
①自給用含め、有機農業に取り組んでいるか
→②有機JAS認証を受けている／受けていない
③有機農業に取り組んでいる耕地の実面積、うち牧草地
④販売を目的として作付け（栽培）した品目ごとの延べ面積（水稲、大豆、茶、野菜、果樹、その他）

※有機農業とは、化学的に合成された肥料及び農薬の両方を使用しない農業のことで、有機JAS認証を受けていない場合でも有機農業に該当します。なお、以下の取組については有機農業に該当しません。
・化学的に合成された肥料及び農薬を使用した「減化学肥料栽培」、「減農薬栽培」
・化学的に合成された肥料を含む「有機入り化成肥料」や「有機配合肥料」を使用した場合

（参考）有機農業者数の現状

■有機農業に取り組んでいる農家数の推計（H22年度）

＊（ ）内は総農家数に対する割合

全国の総農家数	2,528,000 戸
有機農業に取り組んでいる農家戸数	12,000 戸 (0.5%)＊
有機JASを取得している農家戸数	4,000 戸 (0.2%)＊
有機JASを取得していない農家戸数	8,000 戸 (0.3%)＊

全国の総農家数は2010年世界農林業センサス、有機農業に取り組んでいる農家戸数は、平成22年度有機農業基礎データ作成事業報告書、表示・規格課（当時）調べ

■新規参入者における有機農業等への取組状況（R3年度）

▼新規参入者のうち有機農業を実施する者の割合

	全作物で有機農業を実施	一部作物で有機農業を実施
平成22年	20.7%	5.9%
平成25年	23.2%	5.7%
平成28年	20.8%	5.9%
令和3年	16.9%	5.9%

＊新規参入者とは、土地や資金を独自に調達（相続・贈与等を除く）し、新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者。

※新規就農者の就農実態に関する調査（H22，H25，H28，R3 全国農業会議所 全国新規就農相談センター）に基づき農業環境対策課作成。本調査の調査対象は就農から概ね10年以内の新規参入者。

■有機JASを取得している農家戸数（R5年度）

▼県別の有機JAS取得農家戸数（R5年度）

▼全国の有機JAS取得農家戸数（戸）の推移

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
3,815	3,994	4,009	3,838	3,812	3,634	3,660	3,678	3,718	3,782	3,816	3,790	3,703	3,936	3,945

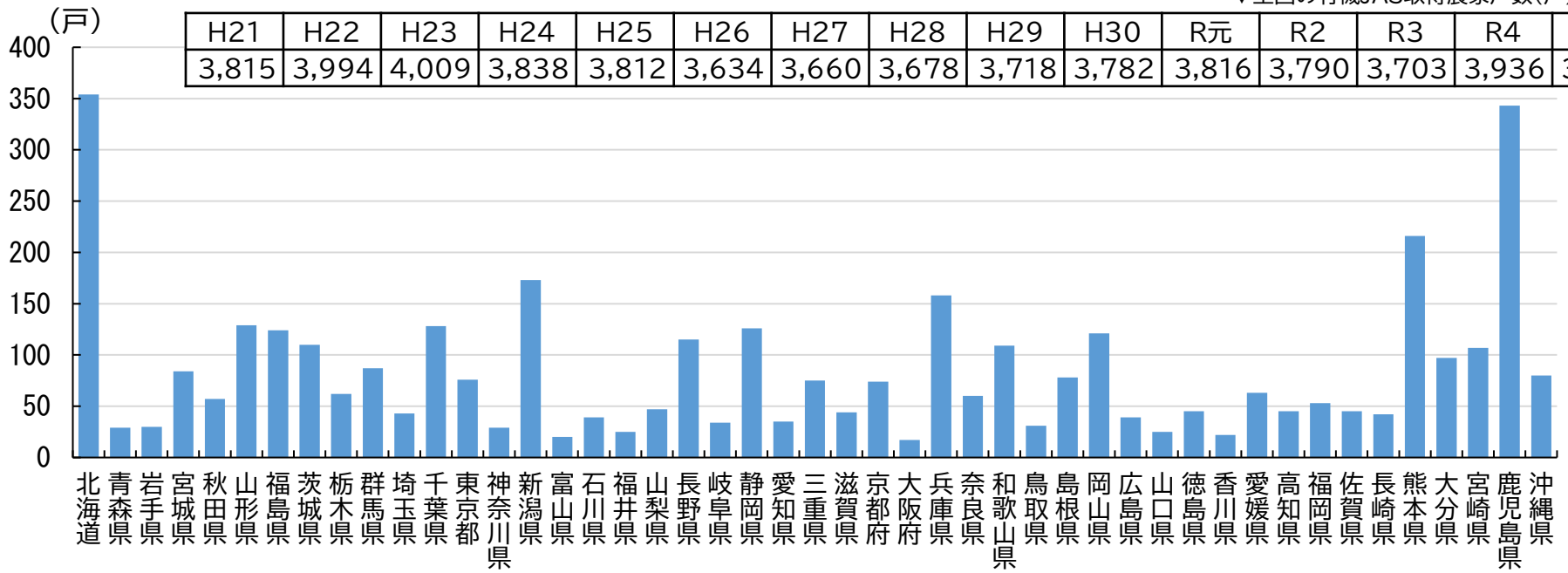

※農林水産省HP「県別有機認証事業者数」をもとに農業環境対策課作成

（参考）有機食品の国産シェアの現状

■区分別格付実績（国内）

▼有機農産物の区分別格付実績（R5年度）

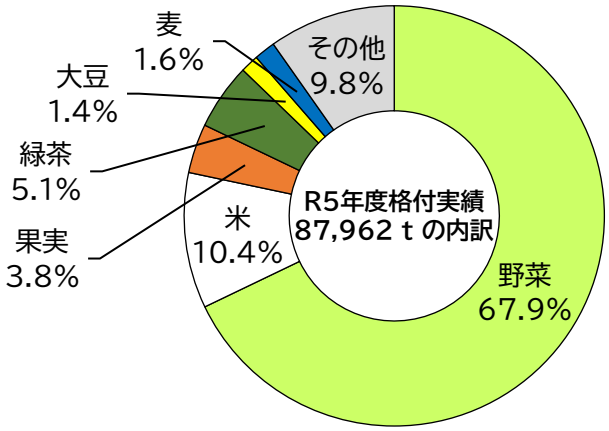

▼有機農産物の区分別格付実績の推移

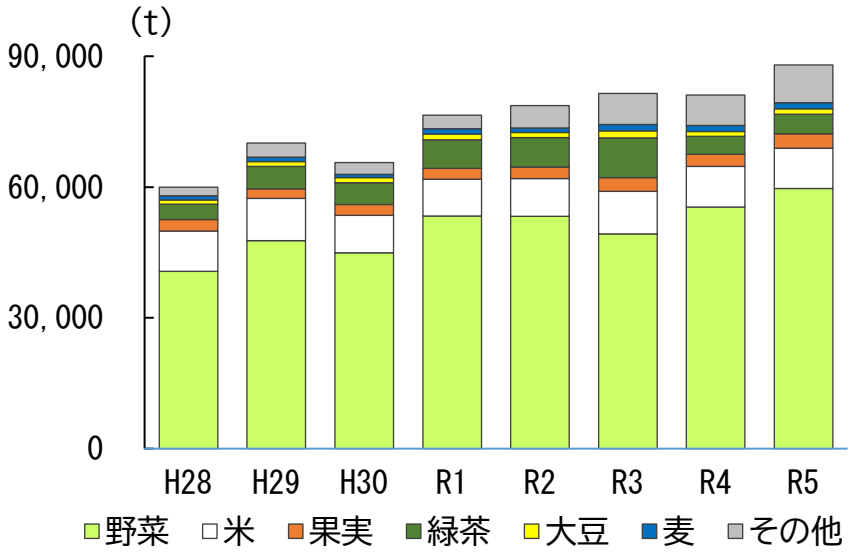

■有機JAS（国内及び外国）格付数量（R5年度）

区分	総生産（千t）	国内の格付数量（t）（総生産に対する有機JASの割合（%））	外国（日本向け）格付数量（t）（計に対する割合（%））
野菜	13,964	59,705 (0.43)	1,502 (2.3)
果実	2,447	3,333 (0.14)	12,022 (18.6)
米	7,911	9,187 (0.12)	1,314 (2.0)
麦	1,310	1,437 (0.11)	1,861 (2.9)
大豆	261	1,227 (0.47)	12,626 (19.5)
緑茶（荒茶）	68	4,486 (6.60)	0
コーヒー生豆	—	0	10,336 (16.0)
その他	—	8,589	24,984 (38.6)
計	—	87,962	64,645

※農林水産省HP「有機農産物等の格付実績」及び「国内における有機JASほ場の面積」を基に農業環境対策課作成

（参考）有機食品を利用する消費者の現状

※国内の20歳以上の一般消費者を対象に調査（n=5,000）

■有機食品の購入や外食等の頻度

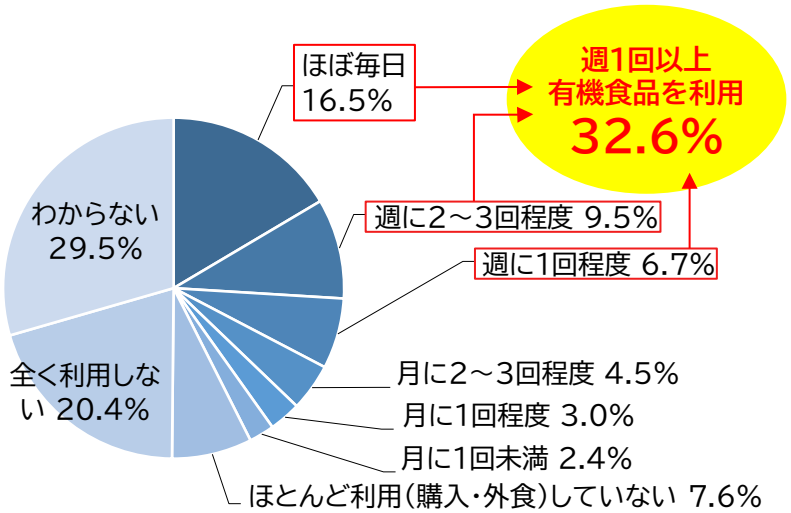

■有機やオーガニックという言葉の理解度

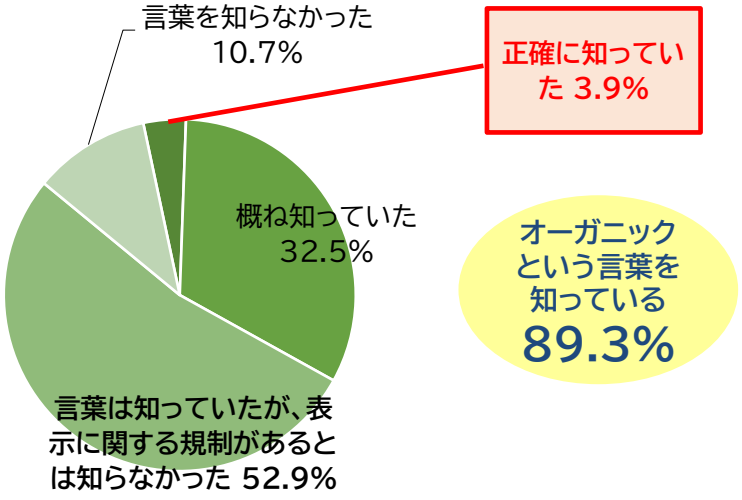

※週に1回以上有機食品を利用する20歳以上の一般消費者を対象に調査（n=2,820）

■購入経験のある有機食材（複数回答）

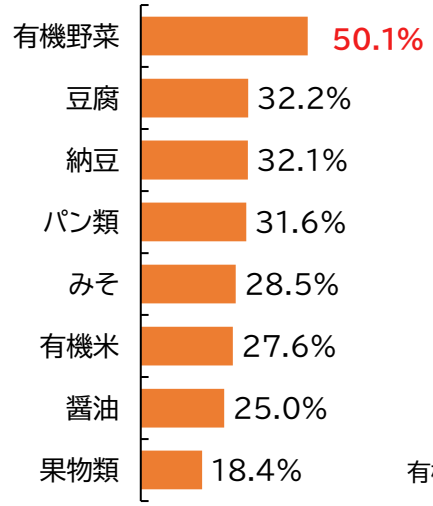

■有機食品の購入先（複数回答）

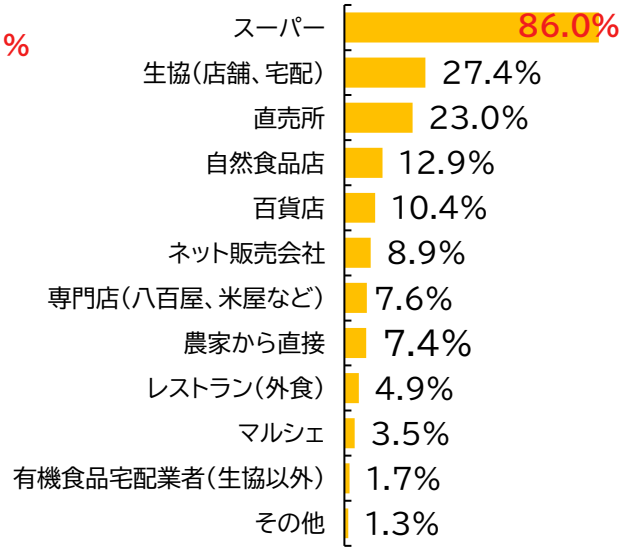

■購入している有機食品のイメージ（複数回答）

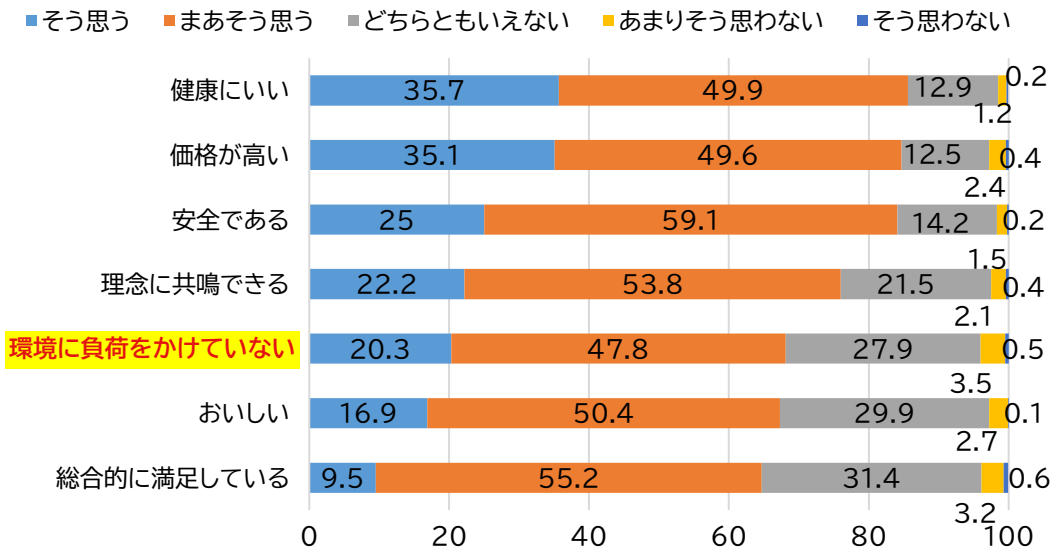

出典：農業環境対策課 「有機食品の市場規模及び有機農業取組面積の推計手法検討プロジェクト」（令和４年11月）

（参考）産地づくりに取り組む市町村数と指導体制の構築

■産地づくりに取り組む市町村数

【背景】

- 個々の農業者による点の取組から、幅広い関係者と協力した面的な取組への展開を進め、より着実かつ持続性の高い取組を拡大していくことが重要。
- 有機農業の産地づくりについては、2030年までに200市町村のオーガニックビレッジを創出することを目標に、みどり交付金で推進しているところ。
- 一方で、交付金に頼らず自主財源やその他の事業で有機農業の産地化に取り組む市町村もあり、今後はこういった事例も横展開していくことが重要。

基準値（2024年度時点）：137市町村
→目標値 2030年：250市町村

【集計方法】
以下３点のいずれかに該当する場合にカウント（重複を除く）。

① オーガニックビレッジ市町村
基準値：131市町村

② 有機農業の取組を行う特定区域を設定している市町村
基準値：41市町村（うち、35市町村が①と重複）
※みどり法に基づき、地域ぐるみで有機農業の取組を行う特定区域を設定している市町村を集計

③ 自主財源や他事業でオーガニックビレッジと同等の取組を行う市町村
基準値：ー
※今後計画認定制度を検討

■技術指導体制が構築されている都道府県の割合

【背景】

- 有機農業の技術指導に関しては、地域の普及センターや農業者団体等の既存の指導機関が有機農業に十分に対応できておらず、技術指導を受けたいが相談先が見つからないケースがあり、有機農業推進上の課題となっている。
- 現状として、一部の都道府県では有機担当普及員の配置や農業大学校の専門コース設置等が行われている他、熟練有機農業者や民間団体と連携した技術指導や研修生の受け入れ制度を整備しており、こういった取組を横展開していくことが重要。

基準値（2023年度時点）：38%（18/47都道府県）
→目標値 2030年：80%（38/47都道府県）

【集計方法】
以下３点のいずれかに該当する場合にカウント（重複を除く）。

① 全普及センターで有機担当普及員による対応が可能な都道府県
基準値：10件

② 農業大学校等に有機専門コースを設置している都道府県
基準値：２件（うち、１件が①と重複）
※有機農業を専門とする学科や教育コースが設置されている、道府県立の農業者研修教育施設（農業大学校等）の数を集計

③ 熟練有機農業者や民間団体と連携した指導体制や受け入れ制度が整備されている都道府県
基準値：９件（うち、２件が①と重複）
※農業者がいつでも相談でき、指導を受けられる体制が制度化されており、ホームページで周知されている場合にカウント

もくじ

1. 有機農業に関する施策・最近の動向

2. 令和2年基本方針等の目標の進捗状況

3. 生産から消費までの各段階における現状と課題
   - 品目別の動向（コメ、麦・大豆、野菜、茶、樹園地・牧草地）
   - 研究・技術開発
   - 産地づくり
   - 人材育成
   - 集荷・流通
   - 加工食品
   - 輸出
   - 販売・消費

品目別の動向① コメ

【現状】
○高齢化等により減少傾向であったが、近年の堅調な需要を背景に**全国的に増産傾向がみられる。**
○水稲の有機栽培技術はおおむね確立。
○乗用除草機や自動抑草ロボット等の除草・抑草機械や水管理システム等の**技術の導入・普及が進みつつある。**

【課題】
○除草等の労力が必要なことから、生産者の高齢化に伴い有機農業からリタイアする者が増加する可能性。さらなる省力化に向けた、技術の開発・普及が必要。
○温暖化に伴い、カメムシ等の防除が難しい病害虫の被害拡大が懸念。
○畑作物と輪作をすることで雑草の発生抑制が可能であり、大豆等との輪作体系を確立する必要。
○今後、生産の拡大と合わせて、需要や販路の拡大が必要。特に、生産、販売の両面でJAによる取組の拡大を図っていくことが重要。

■有機JAS認証格付数量

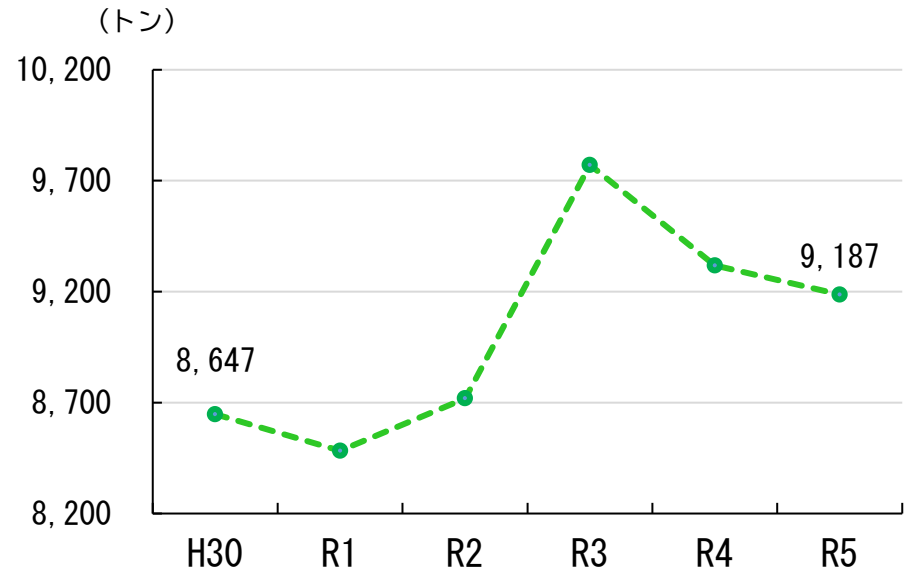

【作業低減のための技術】

乗用除草機

自動抑草ロボット

- 乗用除草機により、除草労力は６割減少（10h/反 ⇒ 3.5h/反）
- 自動抑草ロボットは、効果的に活用できれば、除草回数を1/2～1/4に低減
- 深水管理の技術等の普及により除草を省力化

品目別の動向② 麦、大豆

【現状】
○大豆は、味噌や醤油等の**加工食品原料としての引き合いが強いが、生産量は横ばいないし微増。**
○麦は、パン用や製菓用の需要があり、特に北海道の秋まき小麦で、畑地での省力的な栽培が拡大傾向。

【課題】
○基本的に加工向けであり、出荷先を事前に確保しておくほか、実需者のニーズに合わせた生産が必要。
○生産の拡大に伴い、製粉施設等、有機JASに対応した加工処理施設の整備が必要。
○畑作では複数品目での輪作が基本だが、麦・大豆以外の輪作品目についても有機で生産する必要があり、技術習得や販路確保が必要。
○水稲と輪作をすることで雑草の発生を抑制することが可能であり、水稲との輪作体系を確立していくことが必要。
○大豆間作小麦体系による省力化や、緑肥のさらなる活用拡大を図る必要。
○地域や気象条件により、麦では赤かび病、大豆ではマメシンクイガ等の対策が課題。

■有機JAS認証格付数量

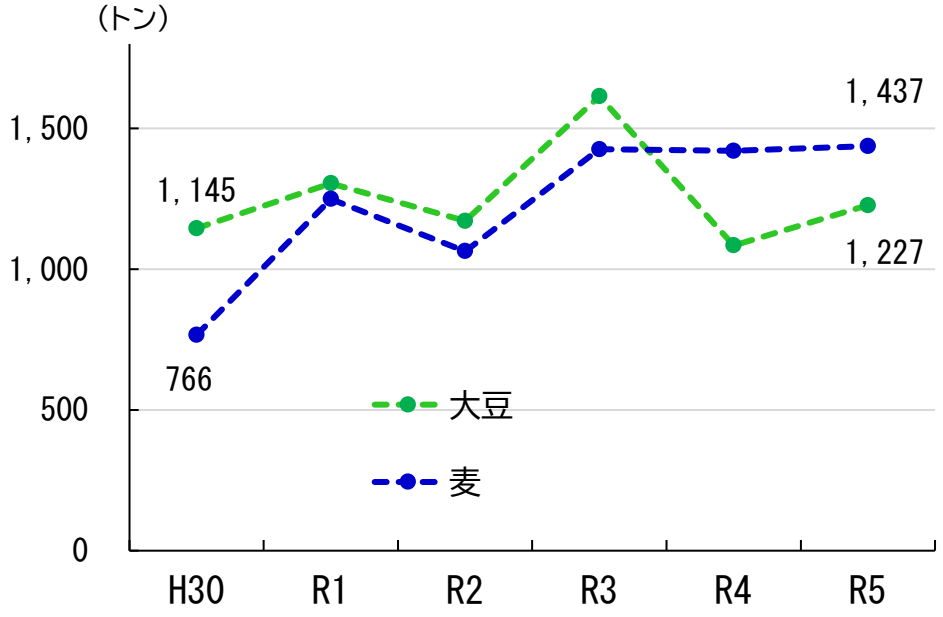

【作業低減のための技術】

カルチ式除草機

小麦の省力栽培

- 大豆では、中耕・培土を行う常用除草機により除草作業が省力化（除草労力を25%削減）
- 北海道の秋まき小麦においては、は種以降、除草も防除も行わない省力的な栽培体系が確立。

品目別の動向③　野菜

【現状】
〇野菜の**有機JAS認証格付数量は増加傾向。**
〇にんじん、ばれいしょ等や、年に複数回の生産が可能な施設での葉物野菜が比較的多くみられる。
〇大手スーパーでの取扱が増加。また、従来からの自然食品店に加え、有機に着目したブランドを展開するスーパーも拡大。

【課題】
〇米や麦・大豆と比較すると、除草技術の導入が進んでいない品目が多く、除草等の労力が大きいことから、省力化に向けて、技術開発・普及が課題。
〇除草等への対応として、有機JAS規格に対応した生分解性マルチの開発への期待が大きい。
〇産地化が進んでいない地域では、小ロットでの流通になり、宅配便での集出荷を行うなど、流通コストが高くなる傾向。また、有機に対応した集出荷調整施設が産地に無い場合もある。(※)
（※）有機農産物の出荷(袋詰め等)、調整を行う施設では、有機JAS認証の取得が必要。
〇品目にもよるが、大手流通に載せる場合、不揃いな製品の廃棄が生じやすい。

■有機JAS認証格付数量

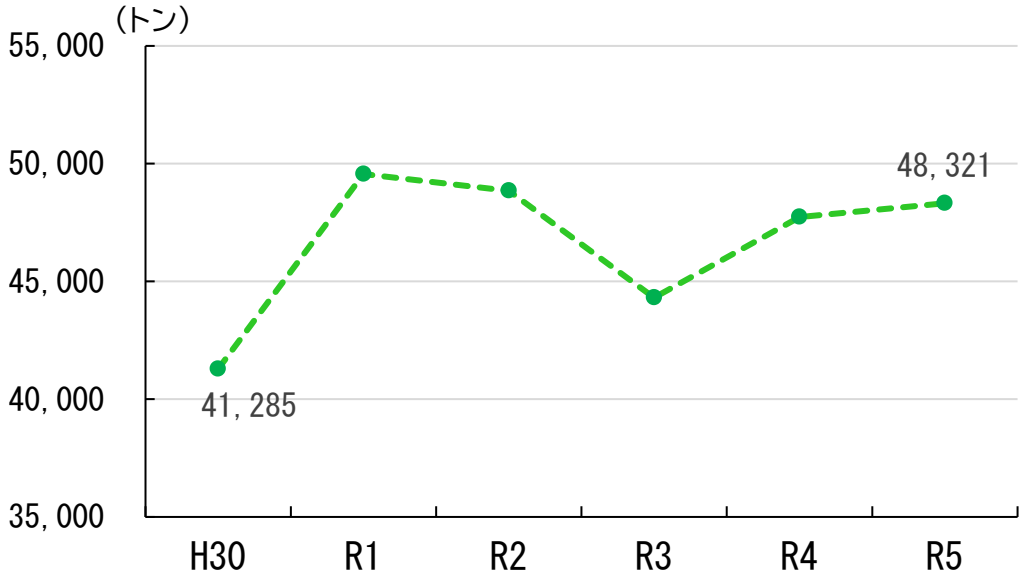

【作業低減のための技術】

堆肥散布機

- 堆肥散布は手散布時と比べ、35%の労力削減
- 自動潅水システムの導入により潅水作業の効率化

自動潅水システム

品目別の動向④　茶

【現状】
〇有機茶の生産は**増加傾向**。有機JASほ場を県別に見ると、鹿児島県と静岡県で全体の3分の2を占め、宮崎県、三重県、京都府等が続いている。
〇有機栽培茶は海外でのニーズが高く、**輸出数量は堅調に拡大**。
（同等性の仕組みを利用した輸出量　H30:754t ⇒ R6:2,999t）

【課題】
〇生産性向上のためには、有機栽培に適した耐病性品種の導入が重要。品種転換した場合、改植から収穫可能となるまで期間を要する。
〇有機茶栽培では、除草や防除等に労力を要することから省力化技術の導入が重要。

■有機茶※の輸出量

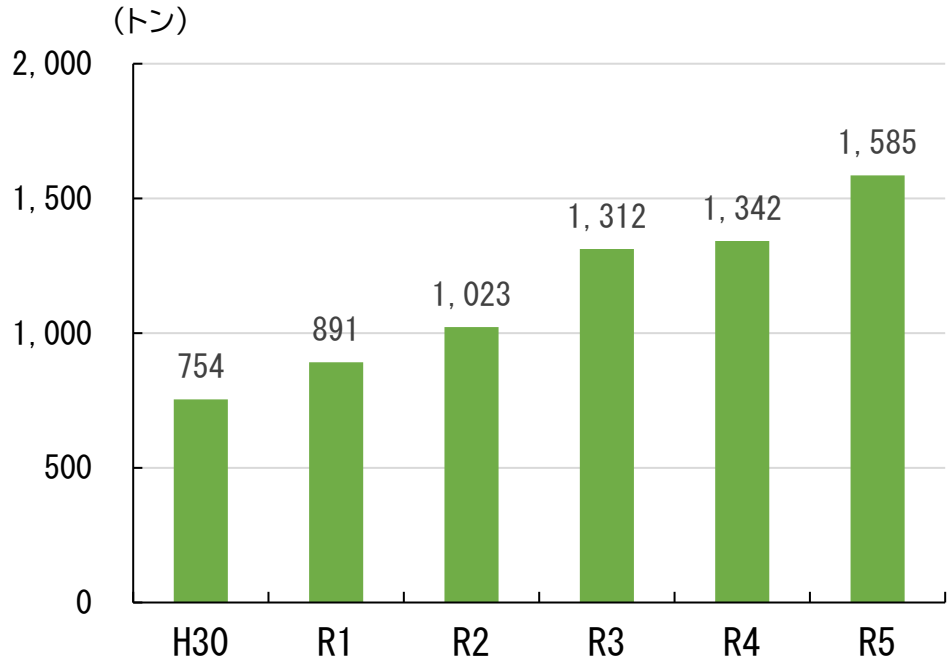

※有機認証制度の同等性の仕組みを利用して輸出したもの

【省力化技術】

栽培管理見える化システム

乗用複合管理機

茶園用除草機

茶園管理堆肥散布機

品目別の動向⑤　樹園地・牧草地

樹園地

【現状】
○有機の樹園地は**拡大傾向**であり、品目別では果実で微増のほか、桑が増加傾向。
○有機果実の取組については、ゆずなどの香酸柑橘が多いほか、ぶどう、キウイフルーツ等の事例がある。

【課題】
○有機栽培の技術体系が確立されていない果実品目が多く、例えばりんご等の落葉樹では病害虫対策に課題。
○有機果実は慣行品よりも外観品質の確保が難しい傾向にあり、消費者の理解醸成が必要。
○需要が高い有機加工品（飲料、製菓等）に向けた生産拡大を進める必要。

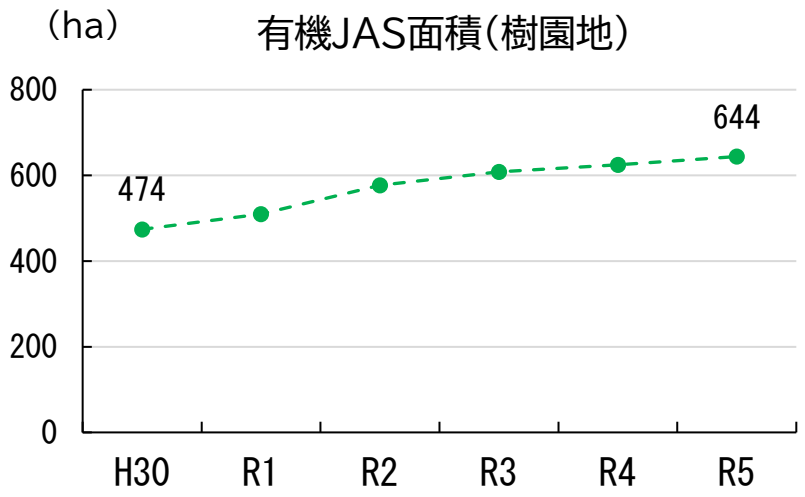

牧草地

【現状】
○牧草地は有機JASの認証ほ場が**拡大傾向**。
○有機畜産については、北海道オーガニックビーフ協議会の取組があるほか、明治乳業等が有機酪農の取組を実施。

【課題】
○高齢化による離農の増加や地域の労働力不足等により、有機飼料生産に取り組む者が減少する可能性が懸念。
○有機畜産物は慣行品よりも価格が高く、消費者の理解が必要。

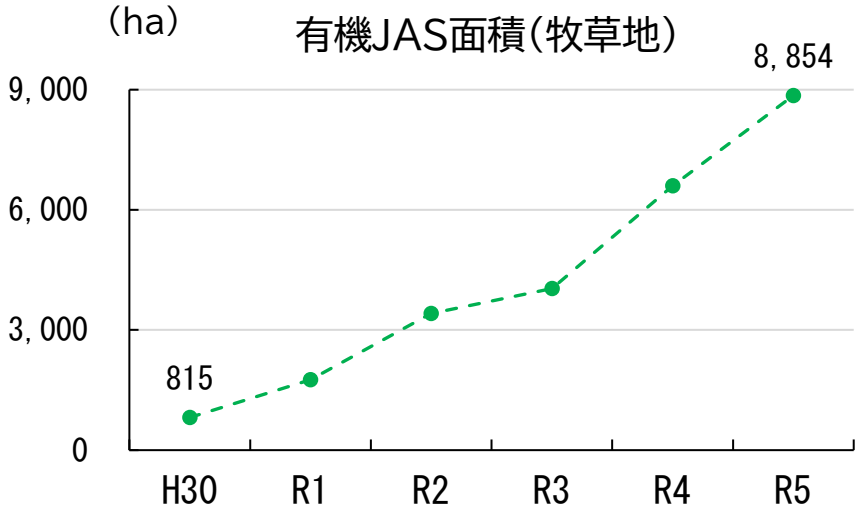

※令和3年の報告（令和2年度の実績）から、有機飼料及び有機畜産物に係るほ場についても報告を求めており、牧草地等に追加。

技術の体系化、横展開

【現状】
〇有機農業については、現場で培われた優れた技術が蓄積され拡大。
〇研究機関や指導団体等で栽培技術マニュアルが作成され、全国の普及指導機関等に広く提供。また、関係者のネットワークづくりにより技術の共有を行うとともに、生産技術の持続的な改良に向けた研究開発を推進。

【課題】
〇地域や品目の特性に応じた栽培技術体系の確立と技術普及体制の整備。
〇温暖化対策として、カメムシ防除技術の開発や高温耐性・病害虫抵抗性を持つ品種の開発。
〇自動抑草ロボットによる雑草対策などのスマート農業技術の活用、農業支援サービス事業者の育成・確保。
〇農業者、農研機構、公設試、民間指導団体等による技術的課題と対応方策に向けた情報交換の場が必要。

【有機農業技術の例】

土壌の太陽熱消毒（畑作物）

透明のシートで農地を被覆し、太陽熱により土壌中の雑草の種子等を駆除。

自動抑草ロボット（水稲）

GPSを利用した自動航行で泥を巻き上げて光合成を抑制し、雑草の成長を抑制。

高能率水田用除草機（水稲）

車体中央部の除草装置により雑草を物理的に除去。イネや雑草の状況を目視しながら高速で欠株の少ない除草作業が可能。

【研究・実証が行われている有機農業技術の例】

病害虫対策技術（園芸作物）

※土壌太陽熱養生処理：
太陽の熱と微生物の発酵熱により土壌を高温にし、雑草の種や病原菌を駆除する技術

土壌太陽熱養生処理(※)による土壌病害抑制効果の検証、国産天敵製剤等の開発

深水管理（水稲）

深水管理を行う際に必要な畦畔整備技術等を開発し、2025年に「深水管理による省力的な有機水稲栽培を実現する農地整備＆栽培管理マニュアル」を公表。

両正条田植機（水稲）

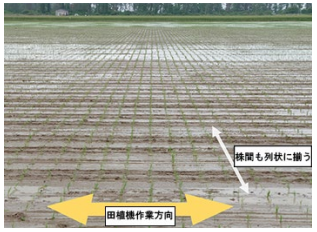

水稲苗を縦横２方向とも揃えて植える両正条植えが可能。縦横2方向の機械除草が可能となり、これまで除草率が低かった株間の除草効率が向上。

有機農業におけるスマート農業技術や農業支援サービスの活用事例

農業用ドローンを活用した堆肥散布（愛知県岡崎市）

有機水稲栽培における農業用ドローンを活用した堆肥散布等による圃場管理の効率化・省力化の実証に取り組む。

自動抑草ロボットと水管理システムの併用（かごしま有機農業推進協議会）

自動抑草ロボットは水位が浅いと座礁するため、併せて水管理システムを活用して深水管理を実施。

直進アシスト機能付きトラクタを用いた畝立て及び、自動植付け機による省力化（南種子町有機農業推進協議会）

直進アシスト等のスマート農業技術を活用することで、未熟練者でも簡単に直線的な畝立てが可能に。さらに、自動植付け機を活用することで作業の省力化を実現。

JAによる除草作業受委託事業（JAたじま）

（出典）除草作業の受委託事業始動 無農薬栽培米を推進 コウノトリ育むお米生産部会｜活動レポート｜JAたじま

JAが除草機を購入し、オペレーターを外部企業に委託。除草機の導入コスト削減に加え、手間のかかる除草作業を外部に委託することで、生産者が有機農業等に取り組みやすい環境を整備。

有機農業に取り組む産地づくり

【現状】
〇有機農業の面積拡大に向けて、地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む『オーガニックビレッジ』を2025年までに　100市町村、2030年までに200市町村創出することを目標に、全国各地での産地づくりを推進。現時点で46道府県150市町村で取組開始。
〇有機農産物等の販売戦略の提案や助言等を行う、オーガニックプロデューサーを派遣し、有機農業の拡大に向けた産地の課題解決を支援。

【課題】
〇オガビレにおける予算支援終了後の自走化や、みどり交付金によらないオガビレ認定制度の創設及び横展開。
〇産地づくりに取り組む市町村内の体制整備から、消費地・産地間との連携強化による生産の大ロット化や販路拡大。
〇みどり法の特定区域設定による有機農業の栽培管理協定の締結や団地化の推進。
〇県・JAとの有機農業の推進に向けた連携や、慣行農家との相互理解の推進。

オーガニックビレッジの創出

令和６年度　131市町村 ⇨ **令和７年度１５０市町村**

令和7年100市町村の目標を前倒しで達成

新たに**19市町村**で取組が開始

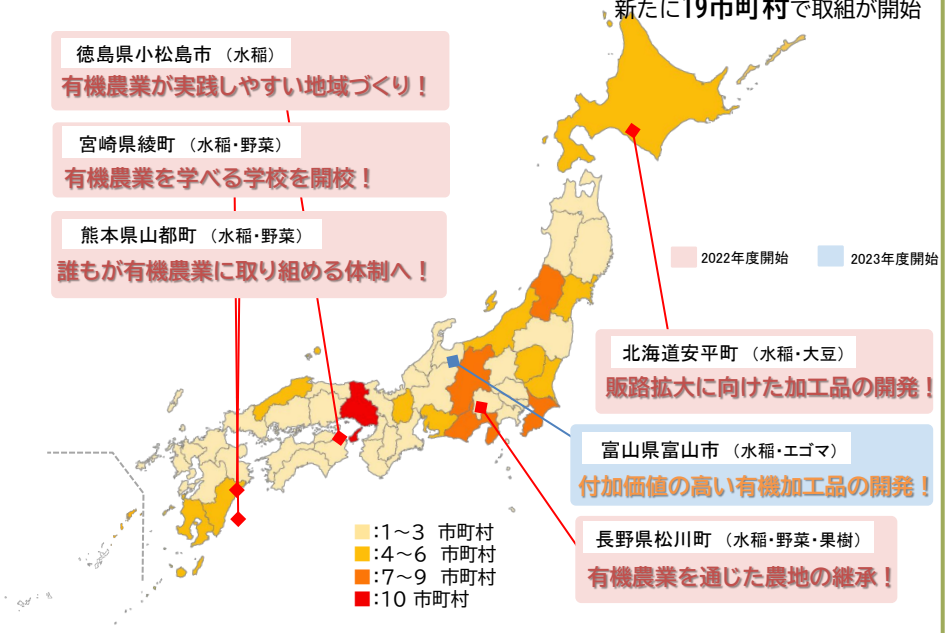

オーガニックプロデューサーの派遣による産地支援

(※)オーガニックプロデューサーとは
　安定生産に向けた生産技術、共同出荷グループづくり、販売方法の助言など、各地の要望に応じて、有機農業の生産から消費までの様々な面での助言を行い、有機農業推進に向けた地域の課題解決を支援。

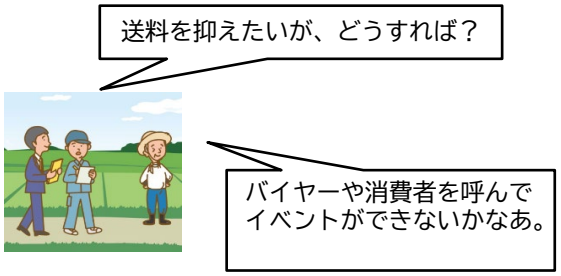

<u>オーガニックプロデューサーによる支援事例</u>
山形県南陽市「市内レストランへの有機農産物の導入拡大支援」
　地場産の有機農産物の活用に向け、地元飲食店と農家との信頼関係の構築（シェフ向け農家視察ツアーの開催）、地域内物流システム（直売所や集荷場の有効活用）と受発注の簡素化（LINEなどを活用）等のノウハウを提供。

人材育成①

【現状】
〇有機農業の栽培技術の指導・助言を行う有機農業指導員の育成を支援し、令和６年度までに33府県で累計1,505人を育成。
〇広域的に有機農業の栽培技術を提供する民間団体の指導活動や、有機JAS認証の研修等の支援を実施。
〇道府県立農業大学校においては、全校が有機農業をカリキュラム化。この他、民間の農業教育機関等においても、有機農業の教育を実施。

【課題】
〇有機農業指導員が研修等で培ったノウハウを実践的に活用できるまでには一定の期間・経験が必要。
〇産地の地域別・品目別の指導体制の確立や、有機JAS認証取得後の継続的な取組が課題。
〇道府県立農業大学校における有機農業専攻の設置や、熟練有機農家と連携した指導体制の整備等、さらなる教育体制の整備が必要。

有機農業指導員の育成

＜有機農業指導員とは＞
一定の研修等を受講（又は実務経験を有）し、有機農業の栽培技術や有機JAS 制度等について指導・助言を行う者。
普及指導員等の都道府県職員の他、営農指導員等の農業協同組合職員、市町村職員、民間企業の社員、熟練有機農業者等を任命することが可能。

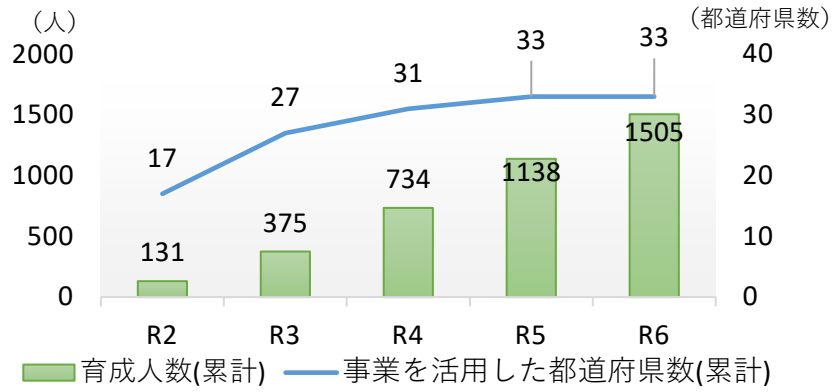

※　交付金を活用し有機農業指導員を育成した33府県（累計）以外の都道府県でも、熟練有機農業者等による指導体制を整備

有機JASの技術習得支援

新たに有機農業に取り組む農業者の**有機JAS認証の研修及び初回のほ場検査受検等について最大12万円の費用補助**を行い、有機JAS認証の取得をサポート。
講習会受講料：３万円まで
ほ場実地検査料：９万円まで

人材育成②

民間有機指導団体の栽培技術指導

広域的に有機農業に関する栽培技術の提供を行う民間団体等が農業者に対して行う**現地指導**や、**栽培・採種技術習得のための手引きの作成**等の取組を支援。

■ **これまで支援してきた団体**

団体	指導地域
(特非)民間稲作研究所	栃木県、茨城県、千葉県、長野県、滋賀県
(公財)自然農法国際研究開発センター	宮城県、埼玉県、山梨県、長野県、新潟県、富山県
(一社)MOA自然農法文化事業団	北海道、岩手県、宮城県、富山県、大阪府、奈良県、和歌山県、島根県、高知県、福岡県
(株)アグリガーデンスクール＆アカデミー	北海道、福島県、東京都、山梨県、広島県
伊賀ベジタブルファーム(株)	和歌山県、京都府、三重県、滋賀県、奈良県、兵庫県、熊本県、鹿児島県

■ **民間指導団体の例**

- MOA自然農法文化事業団
  全国各地で緑肥や草本堆肥等を活用した自然農法を実施する生産者への技術指導、新規生産者への支援等を実施。
- 民間稲作研究所
  関東地方を中心に、低コストで効率よく生産できる有機稲作の技術について研究及び指導活動を実施。

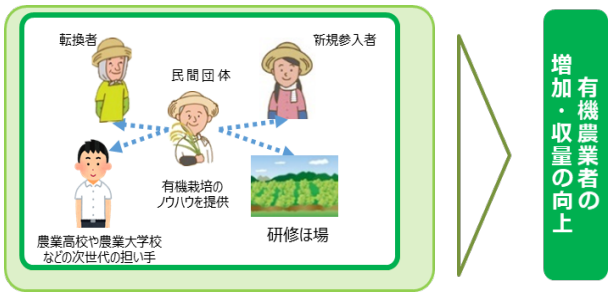

農業大学校等における有機農業教育の取組

農業大学校において、有機農業専攻が設けられているほか、県、市町村等が指導機関を設立。

■ **道府県立農業大学校における有機農業教育の状況**

R6に有機農業の教育を実施予定　41校／41校

① 有機農業の専攻を設置　・・・ 3校
② 有機農業を主とした科目を設定　・・・16校
③ 科目の一部で有機農業を取り扱う・・・22校

農林水産省経営局就農・女性課調べ（令和６年12月）

■ **有機農業教育を実施している民間教育機関等**

・日本農業実践学園(茨城県)
・鶴岡市立農業経営者育成学校（山形県）
・とやま有機農業アカデミー（富山県）
・兵庫楽農生活センター(兵庫県)
・山都町有機農業サポートセンター(熊本県)
・綾オーガニックスクール(宮崎県)　等

■ **有機農業専攻を設置している道府県立農業大学校**

・島根県立農林大学校有機農業専攻(平成24年度～)
・埼玉県農業大学校短期農業学科 有機農業専攻(平成27年度～)
・群馬県立農林大学校農業経営学科 社会人コース 有機農業専攻(令和6年度～)
(※令和8年度から、兵庫県立農業大学校で有機農業アカデミーを設置予定)

集荷・流通の現状①

【現状】
〇有機農産物の消費地までの流通経路は、市場を介さずに生産者が個別に宅配便等で輸送する場合が一般的。
〇慣行の農産物と比べて流通コストがかかる。
〇物流合理化に向けて、民間団体等が市場を介した流通実証や、物流拠点の創出等の取組を実施。

【課題】
〇地域における集出荷体制の構築や市場便の活用による、ロットの拡大、流通の合理化、コストの削減が必要。
〇産地間連携やリレー出荷等による年間を通じた安定的な供給が必要。
〇流通事業者の有機JAS認証等を含む有機食品の取り扱いに関する理解醸成が必要。

■現状の有機農産物等の主な流通経路

類型1：個別出荷（ECサイト等の活用を含む）

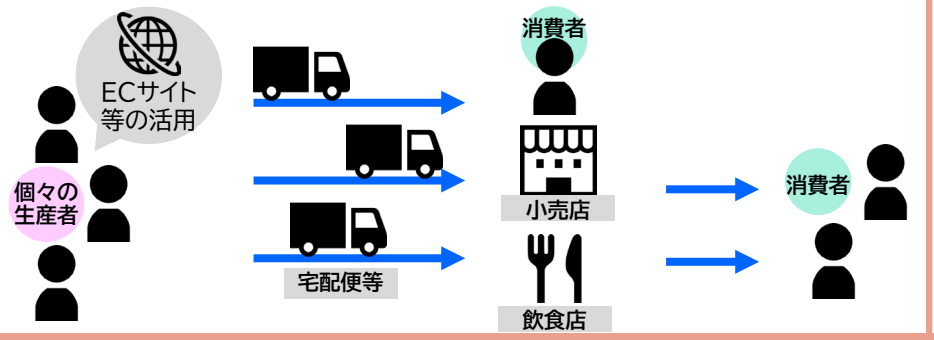

類型2：小規模グループ出荷

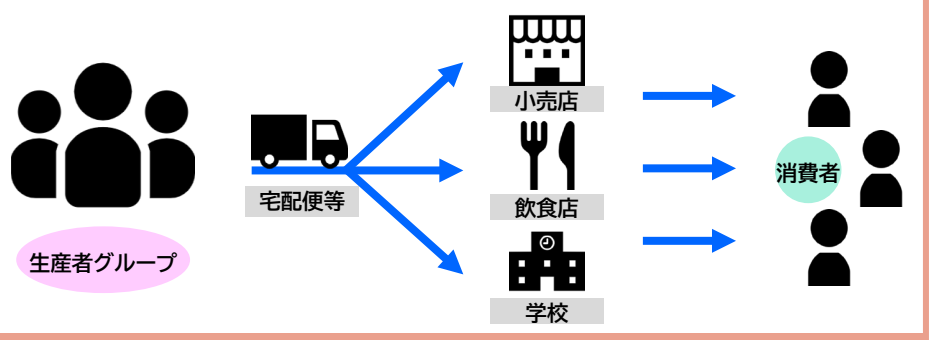

類型3：地域物流会社等との連携による出荷

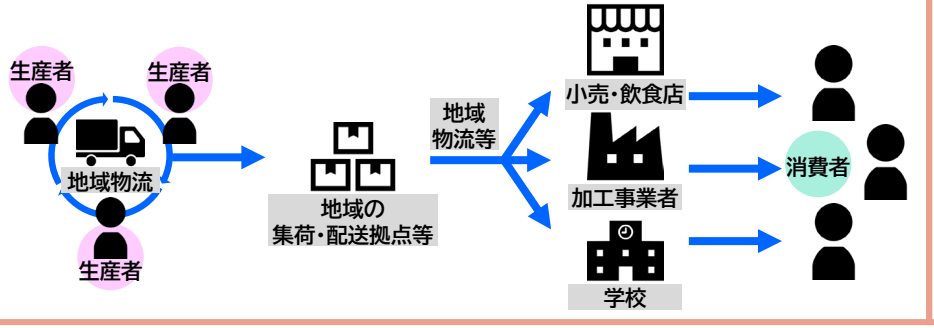

類型4：全国流通業者等を活用した出荷

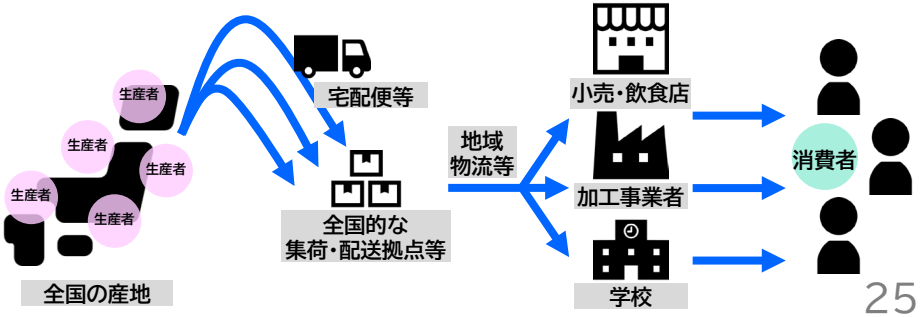

集荷・流通の現状②（取組事例）

東京富士青果(株)

市場の活用による物流効率化

《取組の特徴》

○板橋市場を活用し、有機農産物の物流コスト削減等に係る実証等を実施。

○有機農産物のオンラインせりシステムの構築、市場便を活用した大ロット輸送体制へ切替え、適正価格の形成により、有機農産物の取扱量増加を図る。

《取組のポイント》

・**板橋市場を物流ハブとし、大ロットで一時保管後**に大田市場へ市場定期便を利用して出荷。

・今後、**ファーストワンマイル物流手段の追加**、栽培履歴を活用した**小分け時の格付け作業（有機JAS規格に適合しているか確認）の省力化**等による業務負担軽減に取り組む計画。

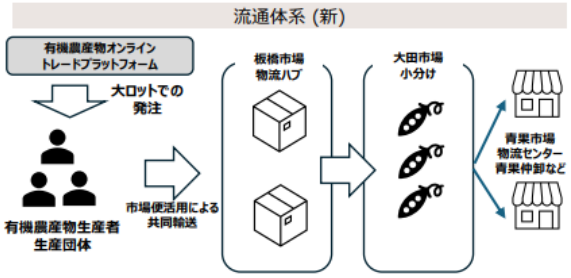

▲実証イメージ※（公財）食流機構HPより引用

(株)農業流通支援

物流拠点の創出による新たな流通網の構築

《取組の特徴》

○自社の成田集荷センターを活用し、物流合理化に向けた取組を実施。

○有機農産物等の多段階物流を解消し、流通コストの削減や、削減した流通コストを販売価格に反映して消費拡大を図る取組を実施。

《取組のポイント》

・成田集荷センターで**有機JASの小分け認証を取得**し、**有機農産物の集荷、小分け、出荷へ対応**し、より効率的な物流を構築。

・有機農産物等の引合い増加に対応するため、**年間を通じた売場づくりの提案**等、**集荷から販売までのサプライチェーンを効率的、統合的に企画、構築**するための実証を実施。

▲提供するサービス（左から、共同物流、ブランディング・マーケティング、収穫隊）※会社HPより引用

▲成田集荷センター

▲店頭販売のイメージ

FarmO(ファーモ)／(株)坂ノ途中

有機に特化した販売管理サービスの利用による物流コストの削減

《取組の特徴》

○生産者が物流センター（全国3,800カ所）に持ち込み、低価格で配送できるシステムをウェブサービスで提供。

○受発注情報等の一元管理や、売り手と買い手のマッチング機能による販路構築が可能。

《取組のポイント》

・生産者は、煩雑なペーパーワーク（有機は少量多品目栽培で受発注管理が複雑になる）の削減、**販路開拓**（全国の環境負荷低減農産物の取扱業者が登録）、**物流コストの削減**に取り組むことが可能。

・利用者は、物流、販売、マーケティングの**専門コーディネーターに相談**することも可能。

farmO

例	正規料金	ファーモ
関西から関東	1,892円	1,196円
関西から関西	1,771円	1,137円
関西から京都	1,771円	913円

※ 税込・120サイズの料金例です。

▲物流コスト削減例※会社HPより引用

加工食品の現状①

【現状】
○有機加工食品（酒類を含む）の有機JAS認証生産工程管理者数は、約1,500者（令和6年度時点）で、増加傾向。
○主な取り扱い品目は、茶が最も多く、次いで穀物類、野菜の順で多い。麦、大豆等の穀類加工品は輸入原料に依存。
○令和4年10月に改正JAS法が施行されたことに伴い、有機加工品JAS有機酒類が追加され、これまでに国内で56の製造事業者（令和7年3月時点）が有機酒類に係るJASの認証を取得。
○有機専用の加工製造施設の整備や生産者、流通・加工事業者等による共同調達、共同利用の取組が開始。

【課題】
○食の簡便化など消費者ニーズの変化への対応、規格外の有機農産物の販路として、冷凍野菜・カット野菜、飲料、レトルト食品等の有機加工食品の供給拡大が必要。
○麦、大豆等の加工品の国産原料への転換。
○原材料供給のための生産拡大・効率的な原材料調達のため、生産者と加工事業者とで連携した体制構築が必要。
○有機の加工製造施設を増やすため、加工事業者に対する有機JAS認証の理解醸成・認証取得の促進が必要。

■有機加工食品（酒類含む）の認証生産工程管理者数

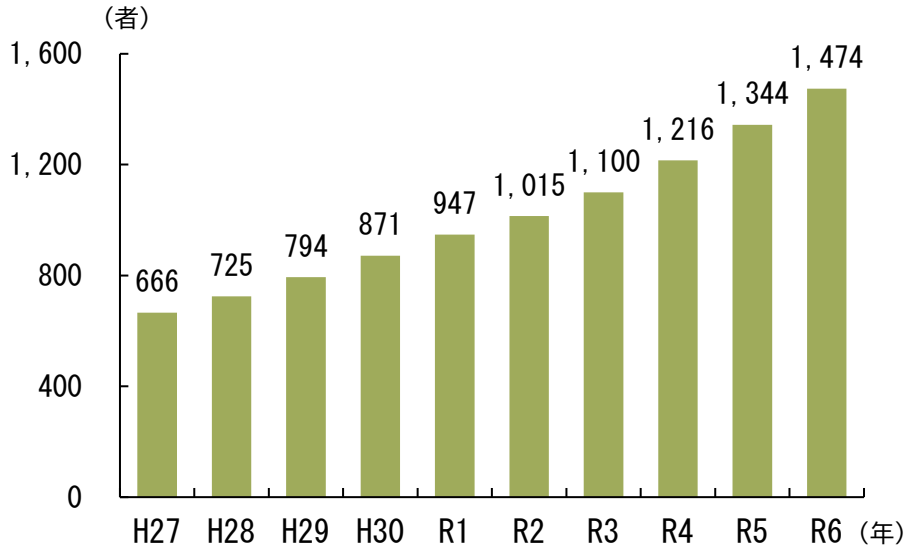

■有機加工食品の認証生産工程管理者の主な取り扱い品目（令和7年5月時点）

※有機加工食品の認証生産工程管理者数は1,526者。
このうち、製造品目を公表しているのは682者。

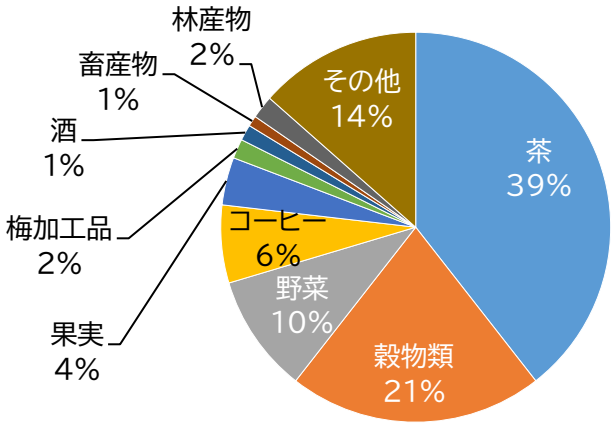

※「有機加工食品の認証事業者（生産工程管理者、小分け事業者（公表に同意された事業者）一覧」を基に農業環境対策課作成。
穀物類…小麦、大豆、米、雑穀／畜産物…牛乳、チーズ等／林産物…きのこ、ナッツ類等／野菜にはこんにゃく芋等のいも類を含む。

加工食品の現状②（取組事例）

株式会社フレッシュフーズ（北海道札幌市）

《取組の特徴》

〇有機カット野菜を製造し、主に北海道で販売。

〇新たに首都圏での販売を開始するため、みどり法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受け、千葉県八街市に有機専用のカット野菜工場を整備。（令和6年11月稼働開始）

《取組のポイント》

・使用する品目を加工しやすい品目（キャベツ、大根、ニンジン等）に限定する等の工夫により、製造コストの低減を図ることで、消費者の購入しやすい価格での販売を実現。

・規格外の有機野菜の活用や、徹底した温度管理により、新鮮なカット野菜サラダを流通させることで、有機農産物の消費拡大に貢献。

・工場の整備に当たっては、基盤確立事業認定のメリット措置である食品流通改善資金の貸付を活用。

今後は、首都圏での更なる販売拡大に向け、販路開拓を進めるとともに、契約生産者向けのプラットフォームを構築し、製品の安定供給や品質向上に取り組む予定。

▲有機キャベツサラダ

▲有機カット野菜工（千葉県八街市）

（一社）日本有機加工食品コンソーシアム

《取組の特徴》

〇令和５年４月、生産者、流通・加工事業者等からなるコンソーシアムを設立。

〇有機小麦や大豆を原料とした加工食品の生産拡大に向け、産地開発、商品開発、流通効率化等に向けたセミナー開催等を実施。

《取組のポイント》

・生産から販売までの事業者が連携し、原料の効率的な使用等の取組を推進することで、麦・大豆等の有機加工食品原料の生産拡大や国産有機加工食品の市場拡大を目指す。

・国産原料を使用した加工品（パン、冷凍加工野菜等）の生産拡大や、転換期間中有機農産物を原料とする加工食品に対する理解醸成・販売促進等の取組を実施。

・令和６年度から有機加工食品原料国産化支援事業を活用し、小麦及び大豆の生産者と、それらを取り扱う実需者のマッチング（オーダーエントリー）や、商談会を実施すると共に、有機国産原料を取り扱う流通・加工事業者向けセミナー開催等を実施。

▲国産有機原料を使用したパン

輸出の現状①

【現状】
○有機同等性は米国、カナダ、EU加盟国、英国、スイス及び台湾で認められており、同等性の仕組みを利用した輸出は拡大傾向で推移。品目別では、米国及びEU加盟国向け茶及び醤油の輸出数量が顕著に増加。
○有機酒類の同等性については、台湾及びカナダに加え、令和7年5月にEU加盟国との間でも同等性が発効。米国、英国等と引き続き交渉中。
○海外事業者との商談会や新商品の開発等により、味噌・醤油や、さつまいも加工品等の輸出が拡大。

【課題】
○茶は、日本食ブームや健康志向の高まりにより米国、EU向け輸出が好調であり、この機運を逃さないよう有機茶の生産拡大や加工事業者等向けのさらなる後押しが必要。
○醤油等の加工食品の輸出は拡大しているが、原料の有機小麦や大豆の国内生産量が少なく海外依存度が高い。
○今後は米や日本酒などの輸出拡大に向けた検討が必要。

■有機同等性の仕組みを利用した輸出数量の推移

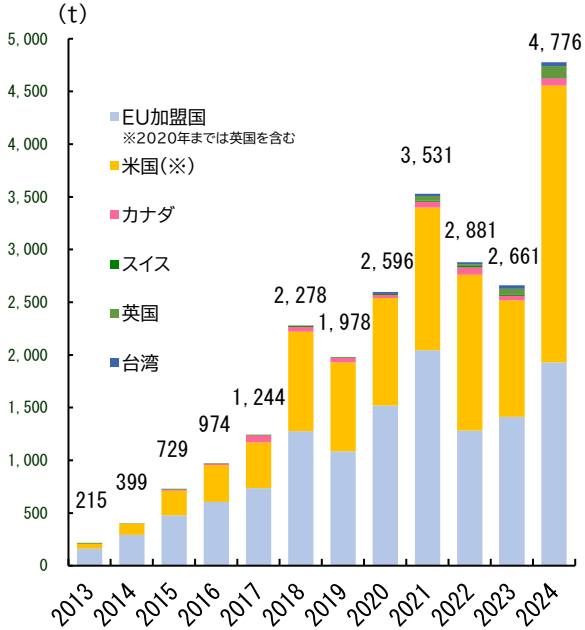

▼2024年の主な有機食品の輸出数量*
*米国、EU加盟国、英国、カナダ、スイス及び台湾向け有機食品輸出数量(同等性の仕組みを利用した輸出分)の合計

品目	輸出数量
茶	2,999 t
こんにゃく	25 t
梅加工品	68 t
味噌	148 t
醤油	1,015 t
食酢	123t
納豆	78t
農産物(米)	6 t

<有機同等性が認められた場合>
日本の事業者は、JAS法に基づく認定を受ければ(有機JAS認証を取得すれば)、外国・地域の有機認証を受けないで、「有機」と表示した農産物等の輸出が可能です。
<有機同等性が認められていない場合>
日本の事業者は、外国・地域の有機認証を受けなければ、「有機」と表示した農産物等の輸出ができません。

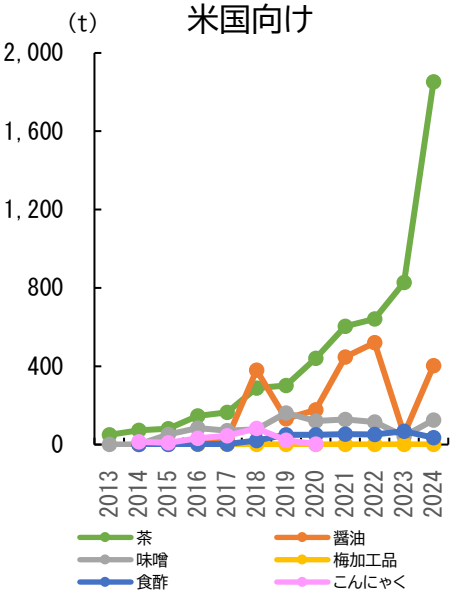

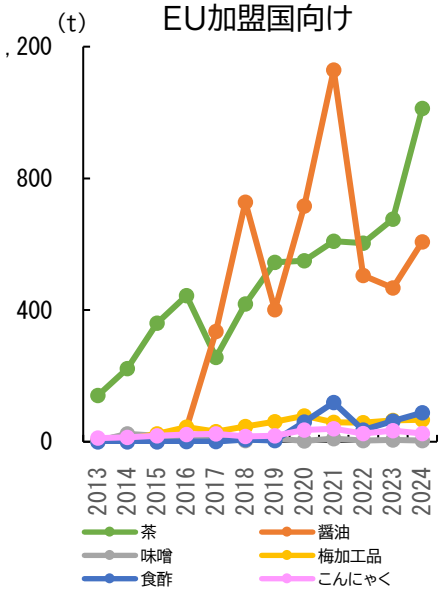

※農林水産省HP「同等性の仕組み等を利用した有機食品の輸出数量の推移」をもとに農業環境対策課作成
※米国向け輸出数量は、2013年分まではレコグニションアグリーメントに基づき農林水産省から認定された認証機関が取りまとめた輸出実績のみを集計。

輸出の現状②（取組事例）

ヤマキ醸造（株）
（埼玉県神川町）

《取組の特徴》
・海外輸送に適した商品の試作
・現地輸入業者との商談等よる販路拡大　等

《取組のポイント》
・海外の方でも使いやすい味噌だれ等を**商品開発**し、試作品を各国のバイヤーに提供し好評価を獲得。
・輸出先の規制に適合する包材を作成し、有機JAS認証を取得予定。
・平成30年度に、オーストラリア、フランス、ドイツ、デンマーク、ベルギー、オランダの**現地輸入業者と商談**。・日本の食品輸出EXPO（幕張）にも出展。**計235件の商談を行い販路を拡大**。

▲ 商談会の様子

《取組の成果》

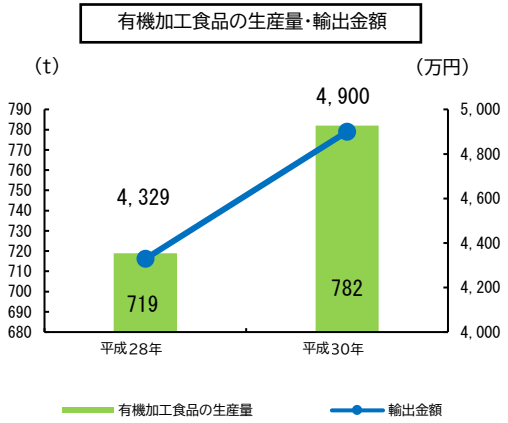

有限会社かごしま有機生産組合
（鹿児島県鹿児島市）

《取組の特徴》
・県産有機農産物の輸出拡大
・冷凍焼き芋、オーガニックベビーフード等の輸出向け商品開発 等

《取組のポイント》
・国内外問わず商談会に積極的に参加、新たに需要を拡大し**香港向けに20品目の農産物の輸出**に成功
・海外での需要を見据え、**冷凍焼き芋、オーガニックベビーフード等の輸出向け商品を開発**。

▲ 中東向け需要開拓に向けた商談会の様子

《取組の成果》

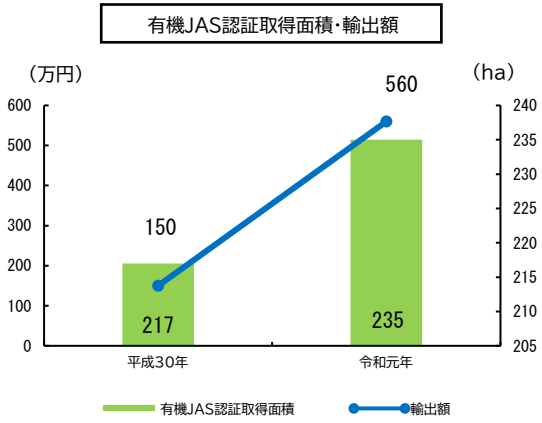

天鷹酒造（株）（栃木県大田原市）

《取組のポイント》
・製品：有機日本酒
・製造量：16,000L/年
・販売先：主にECサイト
・輸出先：米国、EU、韓国
・自社で生産した有機米も使用した環境にやさしい酒造りを実践。有機日本酒の製造は1割程度であるが、全量有機を目指し、製造・輸出の拡大を図る。

玉乃光酒造（株）（京都府京都市）

《取組のポイント》
・製品：有機日本酒
・製造量：19,950L/年
・販売先：百貨店、高級店、ECサイト
・輸出先：米国、EU
・酒造好適米（山田錦、雄町）を使用した有機日本酒「有機純米吟醸GREEN」を販売。欧州、北米を中心に販路拡大を図る。

丸本酒造（株）（岡山県浅口市）

《取組のポイント》
・製品：有機日本酒
・製造量：4,000L/年
・販売先：特約店
・輸出先：米国、EU
・全量自社栽培の有機米を使用した有機日本酒「竹林 Earth Science Bio」等5商品を販売。更なる輸出拡大を図る。

販売・消費①（有機食品市場の見通しと販路の拡大）

【現状】
○我が国の有機食品市場は拡大傾向にあり、2030年には3,280億円規模を見込む。
○ニーズの高まりを受け、関係事業者の参入意欲も高い。
○令和7年1月、グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」が閣議決定され、国等の食堂での有機農産物等の取扱いについて、より積極的な活用を促す基準に改定。

【課題】
○多様化する消費者ニーズに合わせ、更なる市場拡大のため、販路の多様化・販売機会の充実が必要。
○官公庁等での食堂での有機農産物の活用の推進に加えて、企業の社員食堂等でも有機食品が活用されるよう働きかけが必要。

■ 我が国の有機食品市場の見通し

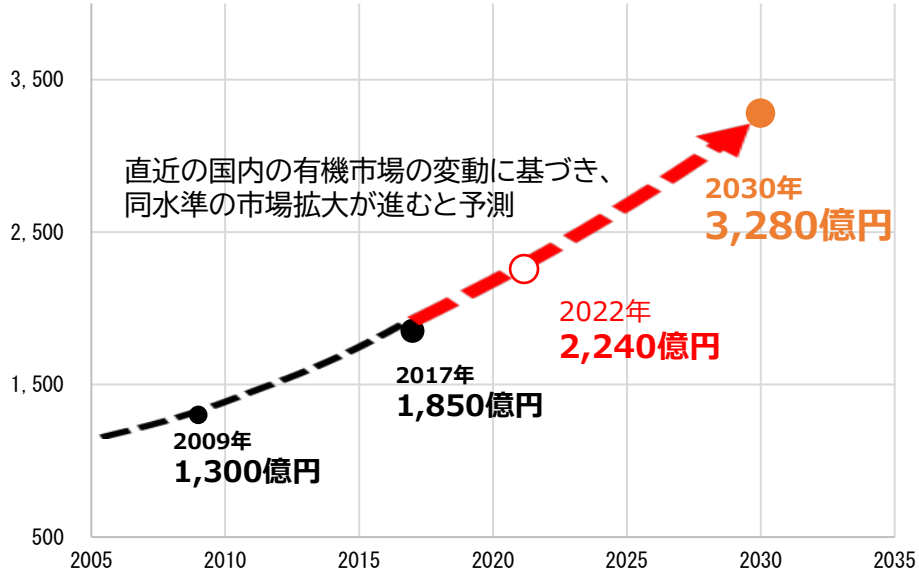

※2009年は、IFOAM ジャパン／オーガニックマーケットリサーチプロジェクトによる推計を、2017年は、農林水産省「有機食品マーケットに関する調査」による推計、2022年は、農林水産省「有機食品市場規模及び有機農業取組面積の推計手法検討プロジェクト」による推計を基に、農業環境対策課作成

■ ニーズの高まりを受けた販路の拡大

【有機農産物を扱う小売店・飲食店】
ビオセボンやビオラルといった有機食品専門のスーパーマーケットが増加しているほか、イオンやワタミ等の大手量販店・飲食店では、自社農場で栽培した有機農産物を扱っている。

【ECサイトや生協では、生産者の顔が見える直販を】
食べチョクやポケットマルシェ等のECサイトや、パルシステム等の生協において、生産者が消費者に価値やこだわりを直接伝える形で有機農産物の販売に取り組む。

【官公庁等の食堂の取組】
法務省、厚生労働省、農林水産省の食堂において、有機野菜や有機米を使用したメニューを提供。メニュー例：「有機野菜と厚切りベーコンのトマトパスタ」、「肉じゃが」、「真鯛の揚げびたし有機野菜のあんかけ」

【JAによる取組】
有機農業研究会等を設置し有機農業を推進するJAが増えているほか、JA常陸の有機栽培米「ゆうき凛々」やJA越前たけふの特別栽培米「コウノトリ呼び戻す農法米」、JA東とくしまの特別栽培米「あいさい一楽米」など、ブランド化による消費拡大も行われている。

販売・消費②（有機農産物の販売価格）

【現状】
○有機栽培は、慣行栽培に比べて除草の手間がかかることや収量が減少することなどから、有機栽培品は慣行栽培品より高価格帯で取引されており、一定の付加価値が市場に認められている。野菜においては慣行栽培と比較して50～90%程度高く（平成28年度調査）、パックライスにおいては50%程度高い（令和4年度調査）。
○生産者の約65%は有機農産物等の販売価格について満足。
○流通加工業者や消費者では、1割高までの価格を希望する者が過半。標準品から4～5割高以上の価格での取り扱いを希望する者は1割未満の状況。

【課題】
○流通の合理化や安定生産技術の普及等によるコストのさらなる低減が必要。
○有機農産物の特徴を活かしたブランド化や高付加価値化による消費者への価値の訴求が必要。

■有機栽培品と国産標準品の販売価格比較（平成28年）

	品目	国産標準品（円/kg）	有機栽培品（円/kg）	比率（%）
根菜類	だいこん	204	315	155
	にんじん	394	685	174
	ばれいしょ	385	568	147
葉茎菜類	キャベツ	178	291	163
	ねぎ	669	960	143
	たまねぎ	296	536	181
果菜類	トマト	697	1,078	155
	ピーマン	959	1,793	187

資料：農林水産省大臣官房統計部「平成28年生鮮野菜価格動向調査報告」（平成29年3月）
注）1. 全国主要都市（21都市）の並列販売店舗における比較である。
2. 有機栽培品は、有機JASマークを貼付した商品が該当する。

■有機加工食品及び非有機加工食品の平均価格比較

食品名	非有機食品（円）	有機食品（円）	比率（%）
パックライス（玄米ご飯160g）	139.6	213.7	153

資料：令和4年度　有機食品消費拡大に向けた有機食品市場実態調査に係る委託事業をもとに農業環境対策課作成

■生産者の有機農産物等の販売価格への満足度

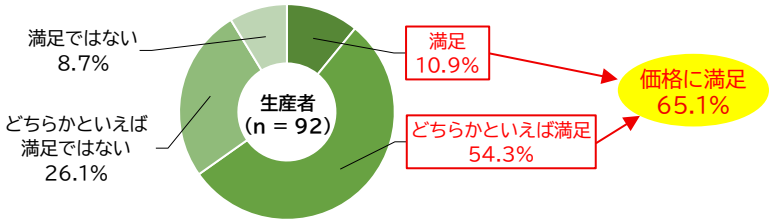

■流通加工業者と消費者の有機農産物等を購入する場合の価格

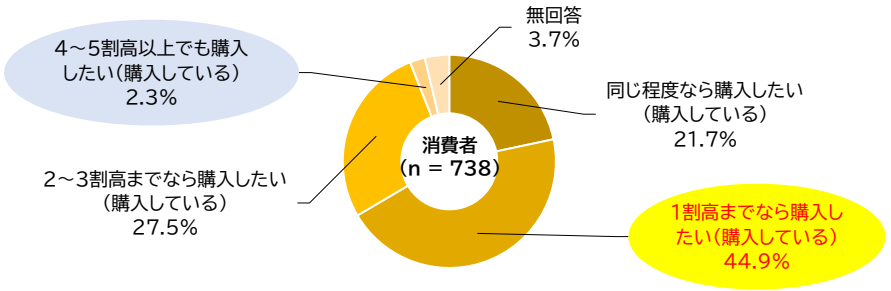

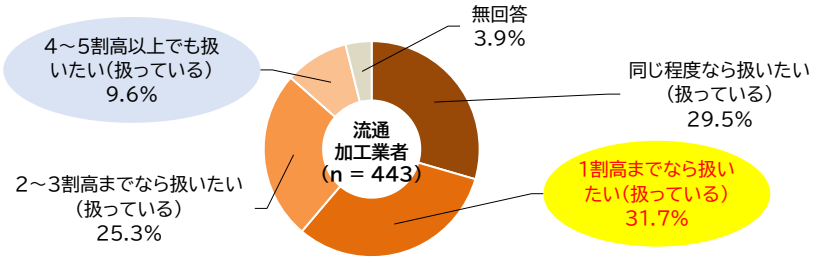

出典：H27年農林水産情報交流ネットワーク事業　全国調査「有機農業を含む環境に配慮した農産物に関する意識・意向調査」（平成28年2月）

販売・消費③（学校給食への有機農産物等の活用）

【現状】
○令和5年度末時点で278市区町村が学校給食で有機食品を利用しており、令和4年度末から85市区町村増加。
○令和4年度以降、オーガニックビレッジの取組を開始した131市町村のうち、約9割の119市町村において学校給食に関する取組を実施（令和6年度時点）するなど、取組の拡大に貢献。
○有機農産物の活用を通じた、食育の推進や生き物調査の実施による教育への波及効果も大きい。

【課題】
○学校給食への有機農産物の調達については、大ロットの発注に対応できる有機農家を探すことや、規格外の有機農産物の扱いが課題であり、地域ぐるみでの連携が必要。
○都市部での活用も広がる中、産地との連携や安定的な供給体制の構築が必要。
○栄養教諭や教育委員会など学校関係者の理解醸成が不可欠。

学校給食で有機食品を利用している市区町村数
（令和２年度～５年度）

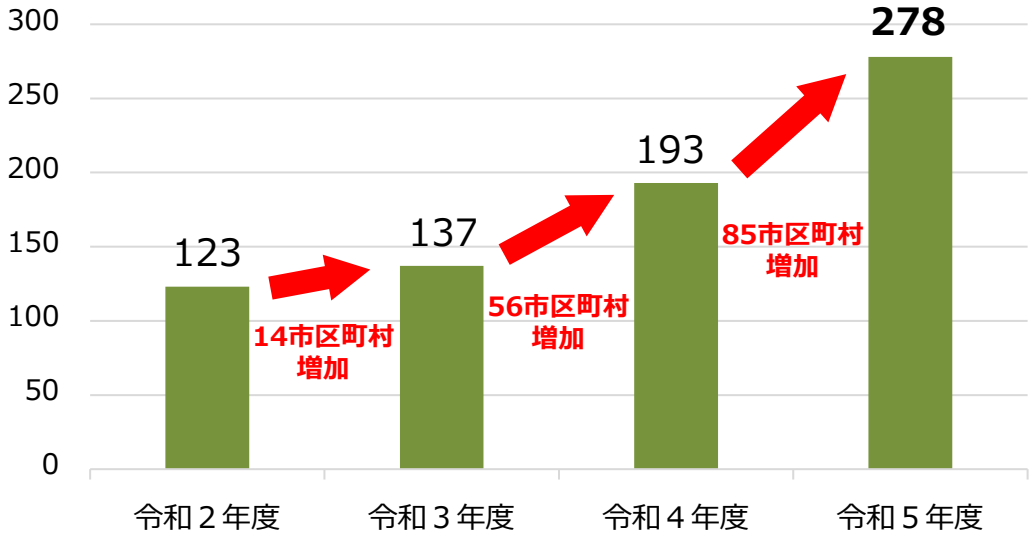

出典：農業環境対策課 「令和2年度、令和３年度、令和４年度、令和５年度における有機農業の推進状況調査（市区町村対象）」

■ 取組事例

【有機米のブランド化：千葉県木更津市】
木更津市産の有機コシヒカリを「きさらづ学校給食米」として商標登録し、令和8年度には学校給食の米の全量を有機米とする目標。慣行米との差額は一般財源で措置するほか、最近はふるさと納税の返礼品としても登録し、更なる需要拡大を狙う。

【消費地と産地の連携：大阪府泉大津市×北海道旭川市】
泉大津市は、食料安全保障の観点からも有効であると考え、他地域の有機食材を「ときめき給食」として提供する取組を開始。旭川市とも提携し、令和6年からは旭川産の有機米（ゆめぴりか）を給食にて提供している。旭川市の有機米農家が泉大津市の学校を訪問し出前授業を行い、生徒にとっては食育に、農家にとってはモチベーションの向上につながった。

【財源としてふるさと納税の活用：宮崎県綾町】
中心的な直売所「綾手づくりほんものセンター」を活用した優先的な取引のもと、学校給食で使用される野菜のほぼ全量を町内産の野菜で賄い、うち7～8割は有機栽培。令和5年度からは、財源の一部としてふるさと納税を活用し、学校給食への有機農産物等の導入をより一層推進している。

販売・消費④（国民の理解醸成、消費拡大）

【現状】
○令和4年度の調査によると、消費者の32.6%が、週に1回以上有機食品を利用（購入や外食）。約9割が有機やオーガニックという言葉を知っているものの、「健康にいい」「安全」といったイメージが先行。
○市場規模や年間1人当たりの購入額について、欧州と比べ日本は低い状況。

【課題】
○有機農業に関する正しい情報や、生物多様性保全や環境負荷低減に資するといった有機農業のメリットについて、消費者の理解醸成が必要。
○週1回以上有機食品を利用する消費者の割合目標は達成しているものの、有機農産物等の更なる生産拡大のため消費者の有機食品の利用拡大が必要。

世界の有機食品売上の推移（2003～2023年）

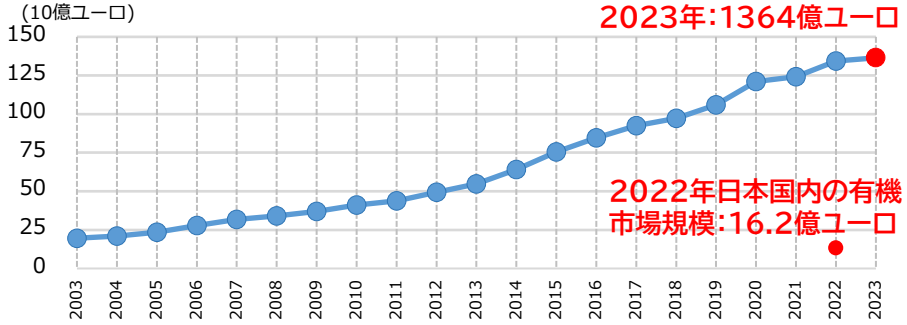

国別1人あたりの年間有機食品消費額（2022年）

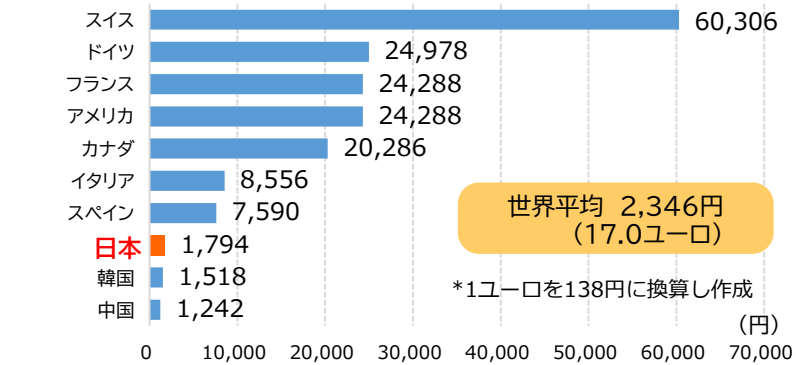

※FiBL＆IFOAM The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2010～2025を基に、農業環境対策課作成

■国民の理解醸成、消費拡大に向けた取り組み

【持続可能な食を支える食育の推進】
第4次食育推進基本計画に基づき、有機農業をはじめとした持続可能な農業生産等に関する理解と関心の増進のための普及啓発、環境と調和のとれた食料生産とその消費にも配慮した食育を推進。また、第5次食育推進基本計画の作成に向けた論点の1つとして、学校給食における有機農産物等の活用による環境負荷低減等への理解を深める指導事例の創出等の必要性が挙げられている。

【生き物調査や有機農業公園を活用した市民理解の醸成】
親子で自然に触れ合い、環境について考える機会は重要であり、
富山県南砺市では、親子を対象とした有機転換前後の水田の生き物調査を実施し、生息する生き物がどのように変移したのか、ひいては有機農業とは何かを学ぶ機会となった。
東京都世田谷区では、有機農業公園として「桜丘農業公園」を整備し、遊びに来ていた子どもたちと一緒に野菜の定植などを行った。

【消費拡大の取組：「有機農業の日」特別期間や国産有機サポーターズ】
令和6年度より12月8日の「有機農業の日」に合わせて特別期間を設け、自治体や事業者と連携して有機農業及び有機食品に対する消費者の理解醸成に向けた取組を実施。
国産有機食品の需要喚起に向け、小売や飲食関係の事業者が連携する場「国産有機サポーターズ」に114社（令和7年5月時点）が参加し、事業者と産地間のマッチングや有機農産物の需要喚起を推進。

まとめ

○基本方針等に掲げた2030年目標に向けて進捗が見られるものの、目標の達成に向けては一層の推進が必要。

○目標の達成に向けて、

- 生産においては、品目別の課題に応じた対策や温暖化対策・省力化等の研究・技術開発の推進、有機農業を指導する人材の育成、JAの関与、
- 流通においては、産地での効率的な流通体制の構築、産地間連携等によるロットの拡大や安定的な供給による広域流通の拡大、
- 消費においては、生産者と加工事業者が連携した加工食品の供給の拡大、輸出拡大、販路の多様化や販売機会の充実、学校給食への活用等による市場拡大、

などについて、取組を強化していくため具体的な方策の検討が必要。

議論いただきたい事項の提示

【生産・技術】
・品目ごとの課題と推進方向
・経営としての有機農業の課題と可能性
・地域別の技術体系の構築と指導体制の構築
・目下の技術的課題と次世代有機農業技術の研究開発
・技術の情報共有や開発に向けた検討体制

【加工・輸出】
・有機加工食品の拡大（原料確保、販売拡大）
・加工や輸出拡大が見込まれる、あるいは、拡大すべき品目、地域
・消費者のニーズ変化と商品開発
・加工・輸出業者と産地との連携強化

【集荷・流通】
・効率的な集出荷や流通の在り方（地域内・広域、市場の活用等）
・有機JAS認証の課題
・加工、業務用需要への対応
・有機食品の流通拡大のための課題と対応

【販売】
・有機食品の販売拡大のための課題と対応
・ブランド化や高付加価値化への期待
・消費者の理解醸成
・販売チャネルの多様化

【団体、自治体】
・有機農業者の担い手確保
・有機JAS認証の課題
・有機農業のさらなる推進
・有機農業の地域政策への位置づけ
・JAでの取組拡大に向けた課題や位置づけ、推進方向
・学校給食での有機農産物の利用拡大